

坂東市公共施設等総合管理計画

【改訂版】

令和6年9月

坂東市

○● 目 次 ●○

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	3
1.4. 計画期間	3
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
2.1. 人口の現状と見通し	4
2.2. 財政の状況と見通し	6
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	8
2.4. 公共施設等を取り巻く課題	31
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
3.1. 公共施設等マネジメントの取組の目標	32
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	35
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	39
4.1. 公共施設	39
4.2. インフラ資産	52
5. 公共施設等マネジメントの推進体制	56
5.1. 推進体制等の構築	56
5.2. PDCA サイクルの推進方針	56
資料編	57
1. 公共施設の将来の更新等費用の試算条件	58
2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件	60
3. 主な公共施設の近年の利用状況	64

■ 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、小数第二位で四捨五入する端数処理を基本としています。
そのため、表記される合計値は各項目の総和と一致しない場合があります。

1.はじめに

1.1.計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代～1970年代に公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一齐に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが、全国共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国では、平成25年11月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月に全国1,718ある地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校などの公共施設、道路・橋りょうなどのインフラ資産などすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した「公共施設等総合管理計画」を平成28年度までに策定することを要請されています。

このような背景の中、本市では平成29年3月に「坂東市公共施設等総合管理計画」を策定し、この計画に基づき公共施設やインフラ資産の個別施設計画等を策定して適切な維持管理に努めているところです。

この間、国では平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、さらに、令和4年1月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、「坂東市公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。

1.2.対象範囲

以下の公共施設等（公共施設及びインフラ資産）を対象とします。

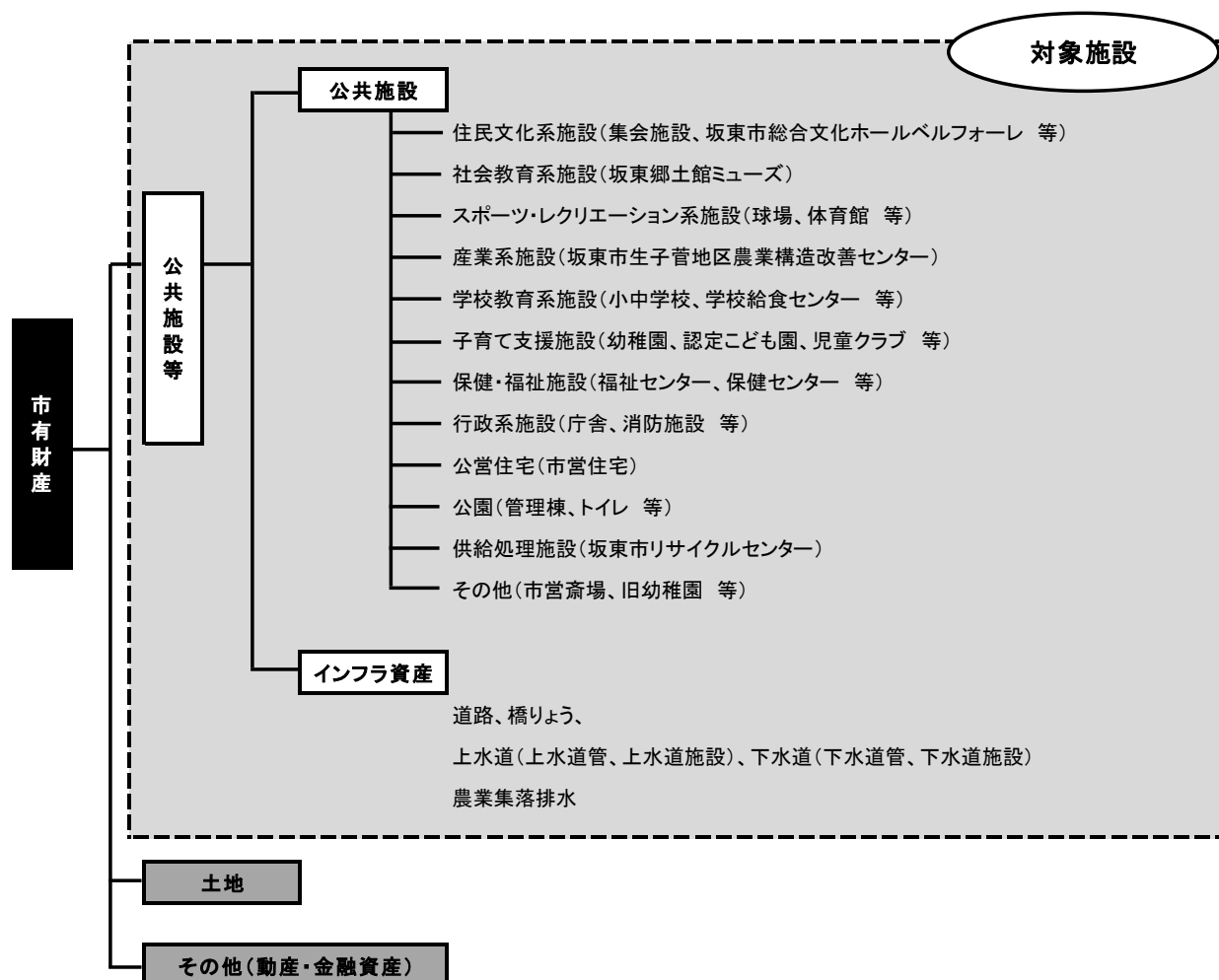


図 1-1 対象範囲

1.3.計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「坂東市総合計画」に即し、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえながら策定するものであり、今後の公共施設等の個別施設計画の指針となるものです。

既存及び今後策定する個別施設計画については、本計画の方針などとの整合を図るとともに、必要に応じて適宜見直すものとしします。

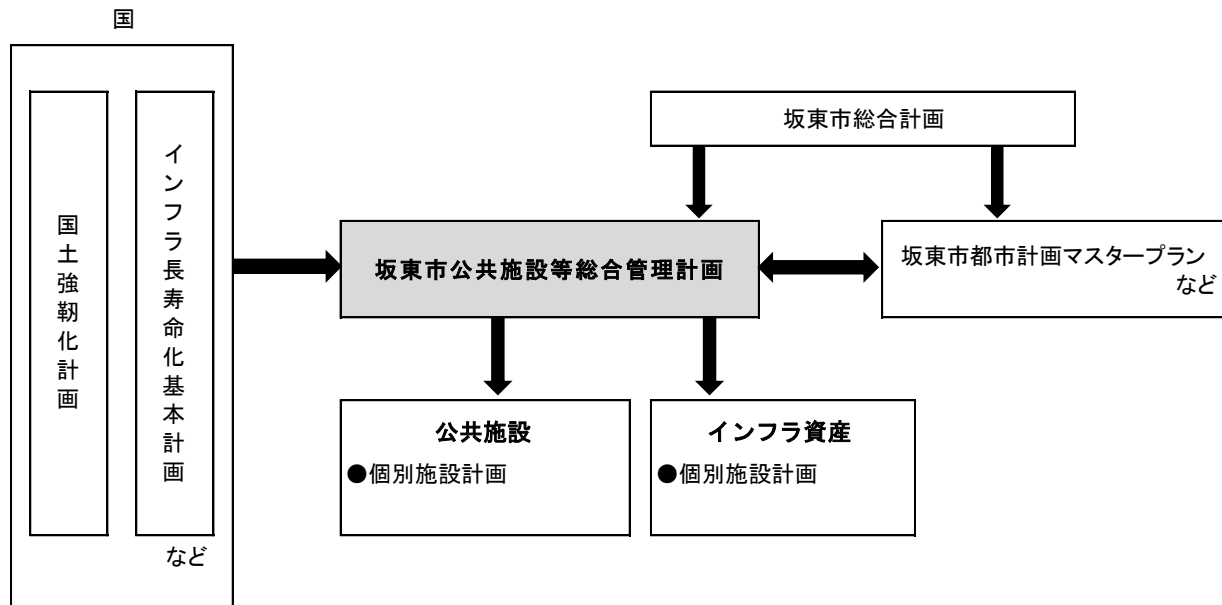


図 1-2 計画の位置づけ

1.4.計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間とします。

なお、今後の上位計画や関連計画の見直し、社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとしします。

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1. 人口の現状と見通し

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 7 年まで右肩上がり増加していましたが、以降は減少に転じ、令和 2 年では約 5 万 2 千人となっています。

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。

なお、平成 12 年には老年人口が年少人口を初めて上回り、高齢化の進展が顕著となっています。

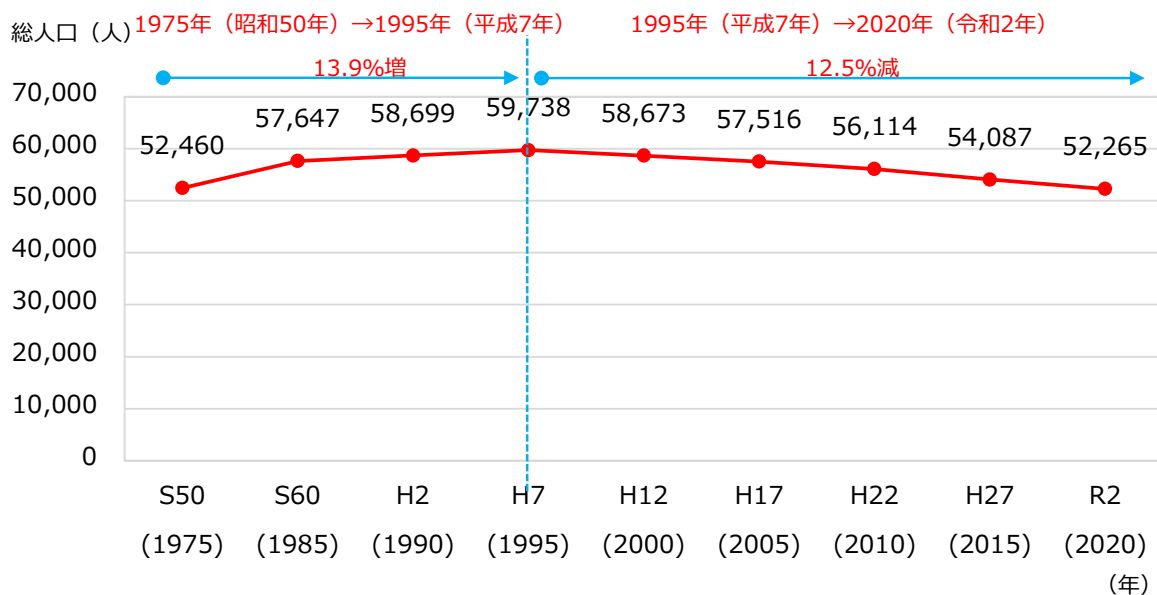


図 2-1 総人口の推移

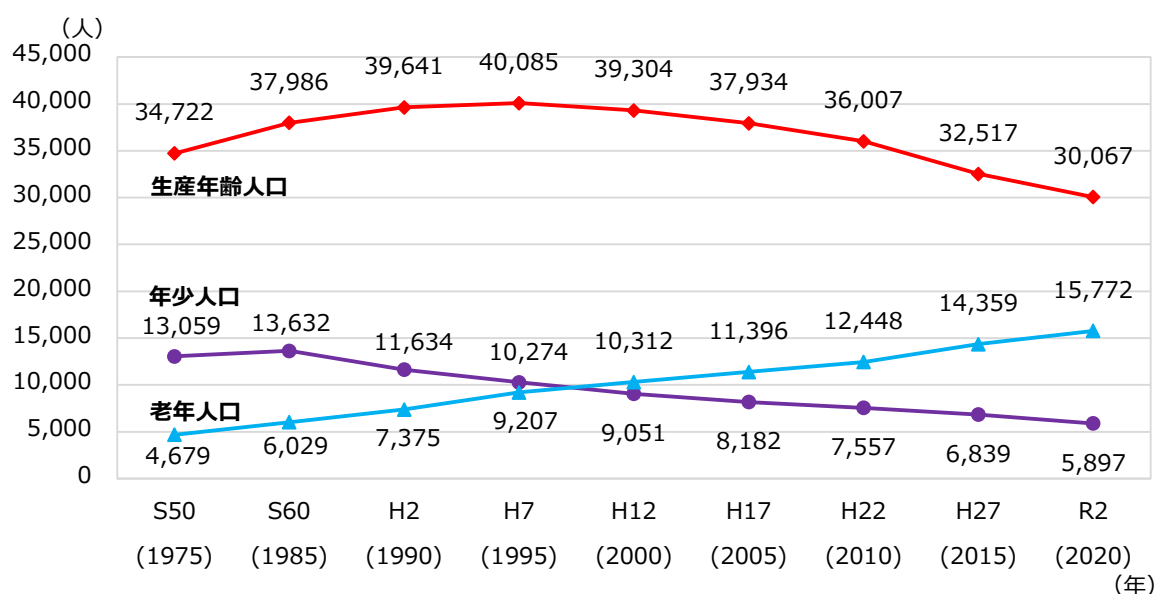
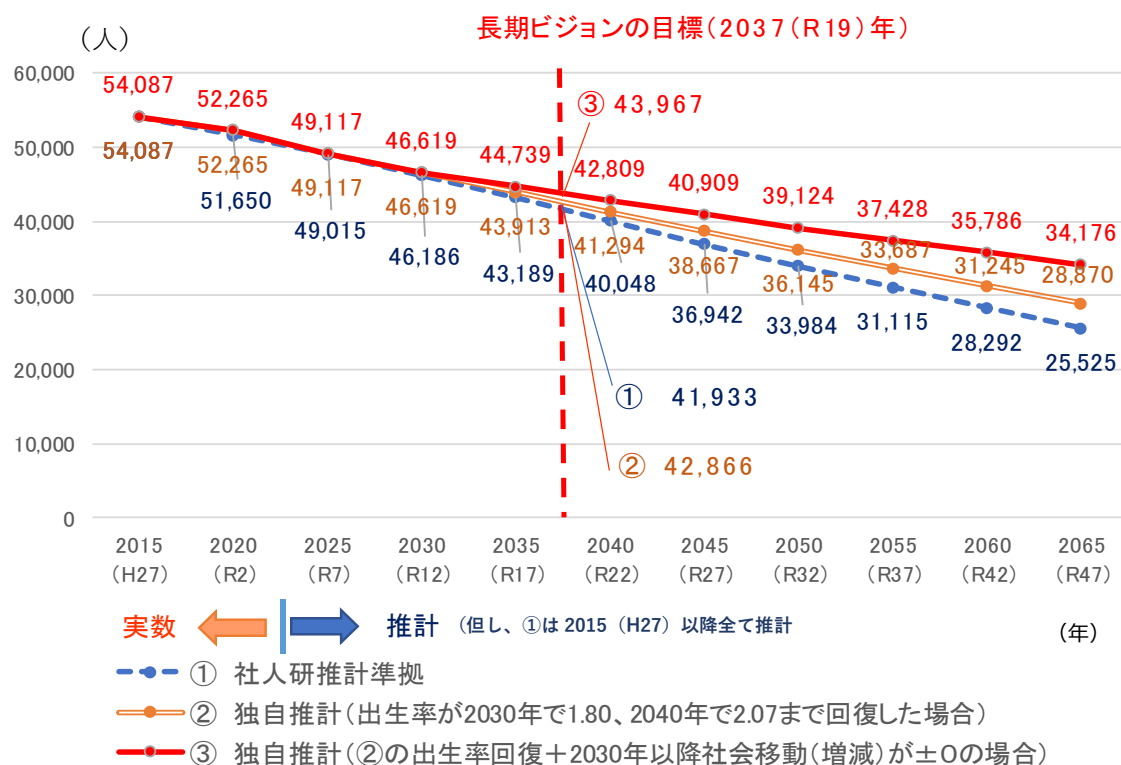


図 2-2 年齢 3 区分別人口の推移

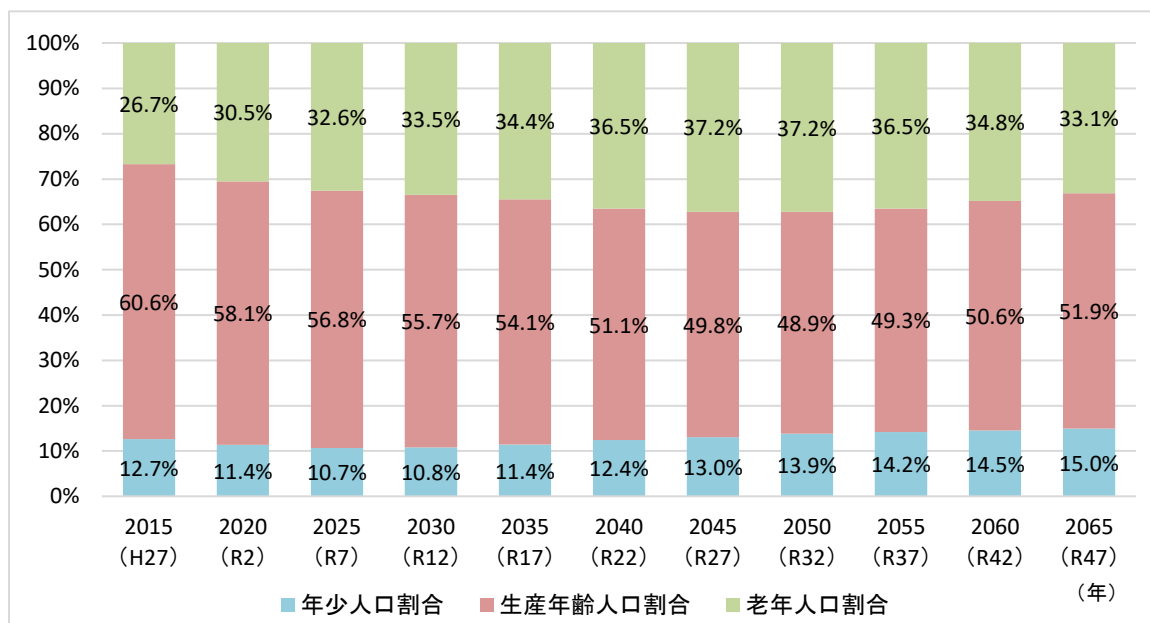
(2) 将来人口の見通し

「坂東市人口ビジョン（③独自推計）」の推計によると、令和 47 年には総人口が約 3 万 4 千人まで減少し、おおよそ 3 人に 1 人が老年人口となる見通しです。



出典：坂東市人口ビジョン

図 2-3 将来人口の推移



出典：坂東市人口ビジョン

図 2-4 ③独自推計における年齢3区分人口比率

2.2.財政の状況と見通し

(1) 歳入（一般会計）

本市の歳入（一般会計）の状況をみると、令和 3 年度の歳入総額は約 242 億円であり、その内訳は、一般財源が 61.3%、特定財源が 38.7%を占めています。

一般財源のうち、市の歳入の根幹を占める地方税（市税）収入は約 80 億円で、歳入総額の 33.0%を占めており、平成 24 年度以降は、微増傾向となっていますが、今後は、生産年齢人口の減少が見込まれている中で、市の歳入の根幹を占める地方税の増収は期待できない状況です。

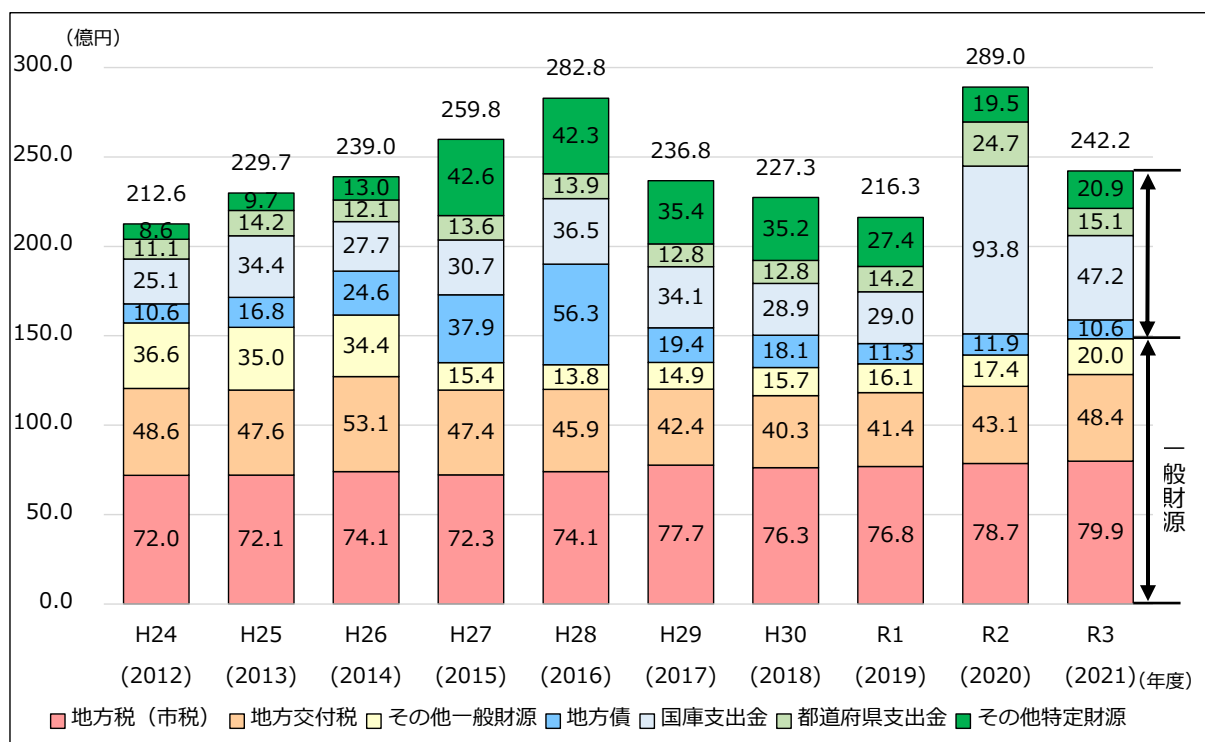


図 2-5 歳入（一般会計）の推移

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。

※特定財源：一定の使途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。地方債を起すことを起債という。

(2) 歳出（一般会計）

本市の歳出（一般会計）の状況をみると、令和 3 年度の歳出総額は約 233 億円となっています。

義務的経費の内訳をみると、扶助費は微増傾向にあります。今後の人口動向を踏まえると、扶助費の増加は避けられない状況にあり、公共施設等の整備に要する費用を現在の水準で維持していくことが困難となることが想定されます。

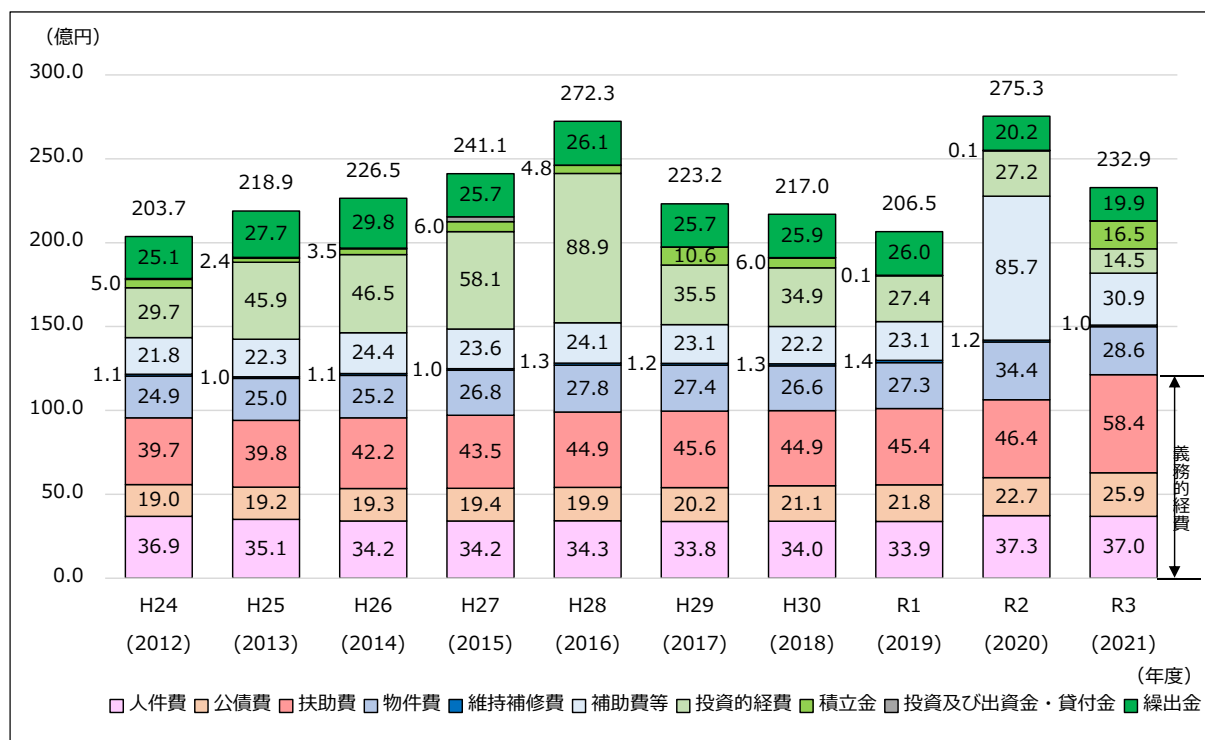


図 2-6 歳出（一般会計）の推移

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

※扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費、備品購入費、委託料等。

※維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費。

※補助費等：他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

※投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※積立金：財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費。

※投資及び出資金・貸付金：公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資金。地域住民の福祉増進を図るため、地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※繰出金：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

2.3.公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

①施設保有量の推移

本市は124施設、総延床面積約17.5万㎡の公共施設を有しています。

施設分類別でみると、学校教育系施設の延床面積が約8.6万㎡と最も多く、総延床面積の約5割を占めています。

学校教育系施設に次いで、行政系施設（約1.9万㎡）が10.7%、住民文化系施設（約1.6万㎡）が9.0%、公営住宅（約1.4万㎡）が8.0%となっています。

表 2-1 施設数と施設規模

施設分類	平成26年度末時点				令和3年度末時点				増減 (R4-H28)	
	施設		延床面積		施設		延床面積			
	(施設)	(%)	(㎡)	(%)	(施設)	(%)	(㎡)	(%)	(施設)	(㎡)
住民文化系施設	13	11.0	15,942	8.9	12	10.3	15,717	9.0	-1	-225
社会教育系施設	1	0.8	3,327	1.9	1	0.9	3,327	1.9	0	0
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	16	13.6	13,434	7.5	15	12.8	12,542	7.1	-1	-893
産業系施設	1	0.8	519	0.3	1	0.9	519	0.3	0	0
学校教育系施設	20	16.9	86,331	48.3	20	17.1	86,239	49.1	0	-92
子育て支援施設	8	6.8	8,173	4.6	11	9.4	8,983	5.1	3	810
保健・福祉施設	5	4.2	7,243	4.1	5	4.3	7,244	4.1	0	0
行政系施設	23	19.5	21,020	11.8	22	18.8	18,803	10.7	-1	-2,217
公営住宅	3	2.5	13,974	7.8	3	2.6	13,974	8.0	0	0
公園	10	6.8	1,750	1.0	17	8.5	1,754	1.0	7	4
供給処理施設	1	0.8	510	0.3	1	0.9	510	0.3	0	0
その他	19	16.1	6,611	3.7	16	13.7	5,854	3.3	-3	-757
合計	120	100.0	178,834	100.0	124	100.0	175,465	100.0	4	-3,369

令和4年度調査時点

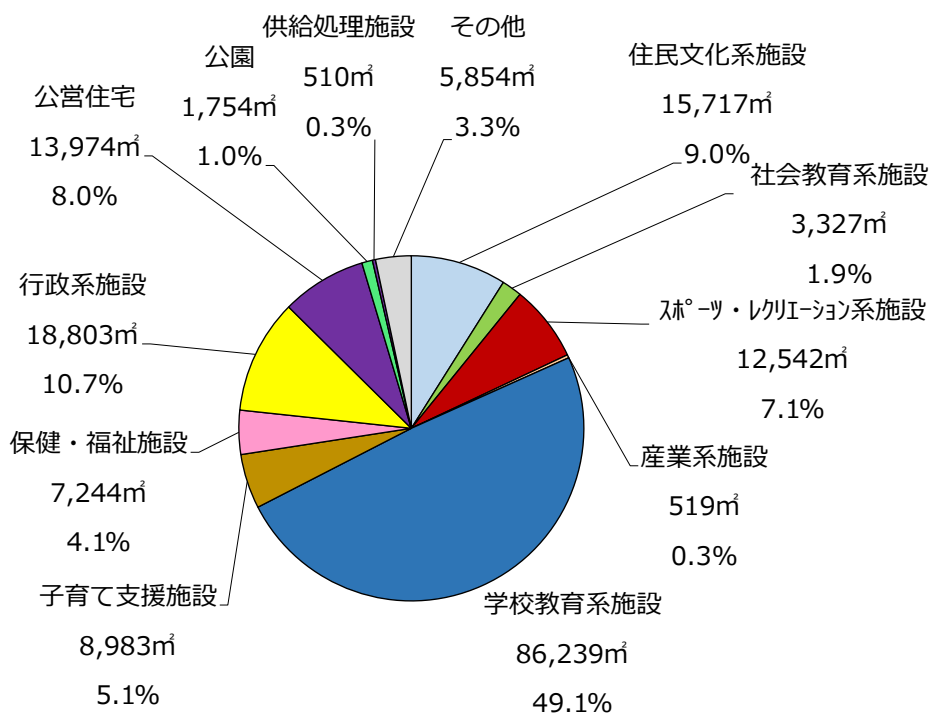


図 2-7 施設分類別延床面積比率

表 2-2 公共施設一覧

大分類	中分類	施設数	対象施設
住民文化系施設	集会施設	11	中心市街地活性化センター 坂東市立岩井公民館 坂東市立猿島公民館 坂東市立公民館神大実分館 坂東市立新町コミュニティセンターホロニック 坂東市立馬立コミュニティセンターふれあい館 坂東市立飯島コミュニティセンターいなほの里 坂東市立七郷コミュニティセンターみどりのさと 坂東市立荇打コミュニティセンター芽吹の郷 坂東市市民研修所 藤田住宅集会所
	文化施設	1	坂東市総合文化ホールベルフォーレ（市民音楽ホール・岩井図書館）
社会教育系施設	博物館等	1	坂東郷土館ミュージズ（資料館・猿島図書館）
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	13	緑のスポーツ広場 生子運動公園 猿島球場 猿島体育館 猿島武道館 総合体育館 岩井球場 宝堀運動公園（建物なし） 馬立運動公園（建物なし） 内野山運動公園（建物なし） 沓掛球場（建物なし） 坂東市グラウンドゴルフ場 岩井テニスコート（建物なし）
	レクリエーション施設・観光施設	2	坂東市観光交流センター「秀緑」 坂東市まちなか交流センター「ゆめぷらざ坂東」
産業系施設	産業系施設	1	坂東市生子菅地区農業構造改善センター
学校教育系施設	学校	17	坂東市立岩井第一小学校 坂東市立岩井第二小学校 坂東市立弓馬田小学校 坂東市立飯島小学校 坂東市立神大実小学校 坂東市立七郷小学校 坂東市立中川小学校 坂東市立長須小学校 坂東市立七重小学校 坂東市立生子菅小学校 坂東市立逆井山小学校 坂東市立沓掛小学校 坂東市立内野山小学校 坂東市立岩井中学校 坂東市立東中学校 坂東市立南中学校 坂東市立猿島中学校

大分類	中分類	施設数	対象施設
	その他教育系施設	3	坂東市立岩井学校給食センター 坂東市立猿島学校給食センター 坂東市適応指導教室ひばり
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3	坂東市立猿島幼稚園 坂東市立認定こども園ふたば 坂東市立認定こども園ひまわり
	幼児・児童施設	8	坂東市児童福祉センター 坂東市放課後児童クラブ生子館 坂東市放課後児童クラブ沓掛館 坂東市放課後児童クラブ辺田館 坂東市放課後児童クラブ岩井館 坂東市放課後児童クラブ中川館 坂東宿題塾 坂東市こども発達センター「にじ」
保健・福祉施設	福祉施設	3	坂東市岩井福祉センター夢積館 坂東市猿島福祉センターほほえみ 地域活動支援センターはあとぼっぼ
	保健施設	2	坂東市岩井保健センター 坂東市猿島保健センター
行政系施設	庁舎等	2	坂東市役所 坂東市役所さしま窓口センター
	その他行政系施設	20	坂東市消防団第1分団 坂東市消防団第2分団 坂東市消防団第3分団 坂東市消防団第4分団 坂東市消防団第5分団 坂東市消防団第6分団 坂東市消防団第7分団 坂東市消防団第8分団 坂東市消防団第9分団 坂東市消防団第10分団 坂東市消防団第11分団 坂東市消防団第12分団 坂東市消防団第13分団 坂東市消防団第14分団 坂東市消防団第15分団 坂東市消防団第16分団 水防倉庫（法師戸） 水防倉庫（消防本部坂東消防署七郷出張所） 坂東市野外活動センター 岩井地区土地改良事業団体事務所
公営住宅	公営住宅	3	市営辺田山中住宅 市営藤田住宅 市営さしま住宅

大分類	中分類	施設数	対象施設
公園	公園	17	八坂公園 中央児童公園（建物なし） 前山公園 八坂水生公園（建物なし） ぼうけん広場 坂東インターあさひヶ丘公園 坂東インター東1号公園（建物なし） 坂東インター東2号公園（建物なし） 坂東インター中央号公園（建物なし） 坂東インター南公園（建物なし） 坂東インターみはらしヶ丘公園 坂東インター西公園（建物なし） 幸神平公園 逆井城跡公園 逆井地区農村いこいの広場 しど谷津公園 創造の池公園
供給処理施設	供給処理施設	1	坂東市リサイクルセンター
その他	その他	16	市営斎場 中ノ台市民農園 農産物直売所めぐみの里さしま 坂東市役所さしま窓口センター公用車駐車場（旧猿島庁舎公用車駐車場） 岩井バスターミナル 猿島バスターミナル 天神山公衆便所 電気炉小屋 菅生沼自然観測施設 旧坂東市立弓馬田幼稚園 旧坂東市立飯島幼稚園 旧坂東市立長須幼稚園 旧坂東市立辺田保育所 旧がんばん堂本舗 沓掛工業団地浄水機場 坂東インター工業団地配水場

②老朽化の状況

本市では、高度経済成長期の昭和 40 年頃から多くの公共施設を整備してきました。経過年別にみると、建築後 30 年以上の公共施設は、総延床面積の 60.8%を占めています。

一般的に鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で建替えが必要になるとされており、今後、これらの施設の大規模改修や更新の大きな波が到来する見込みです。

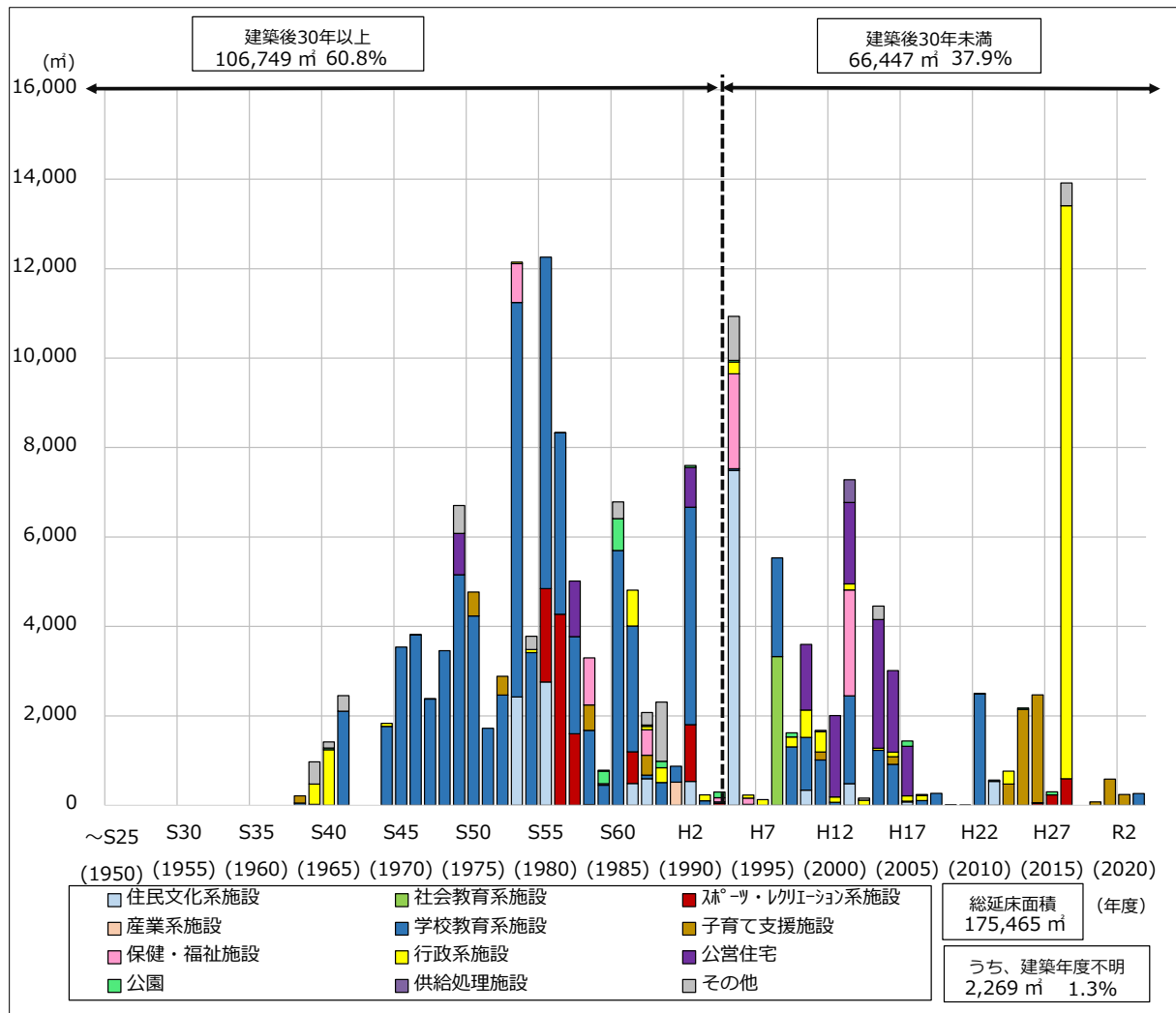


図 2-8 公共施設の建築年度別延床面積

③耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は全体の 62.0%を占めています。また、旧耐震基準は全体の 36.7%を占めています。旧耐震基準のうち、10.4%は耐震化が未実施の状況となっています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、スポーツ・レクリエーション施設、その他、住民文化系施設では、耐震化を満たしていない施設の割合が多くなっています。

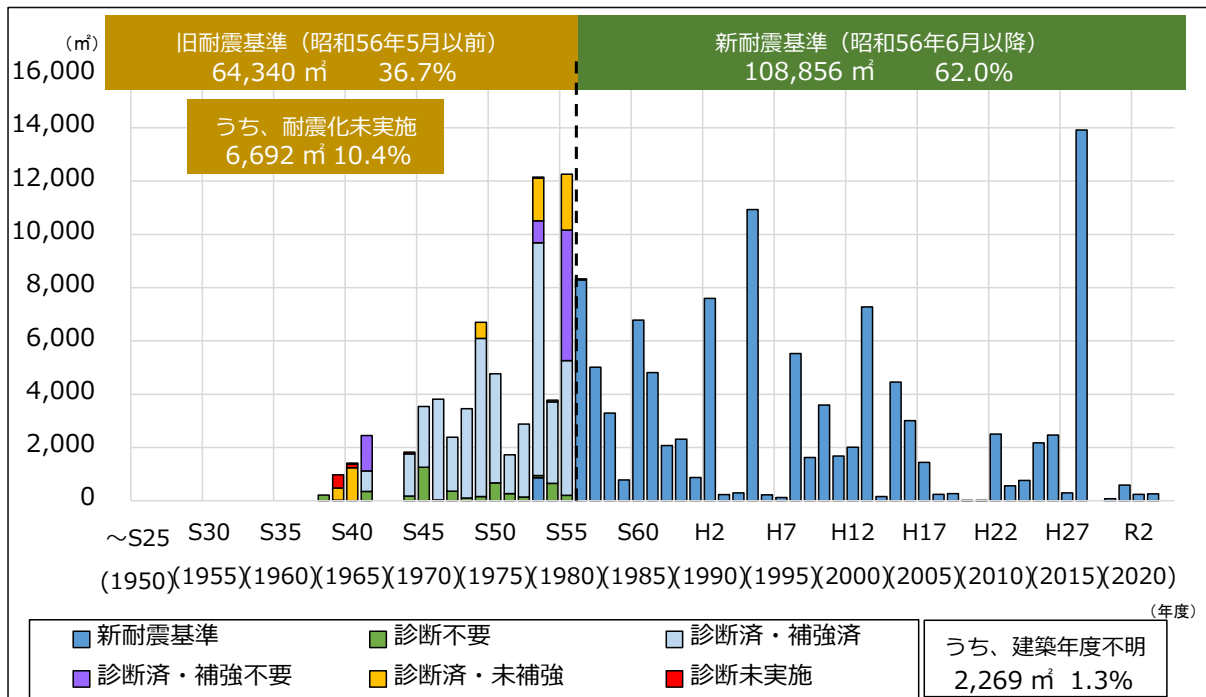


図 2-9 建築年度別の耐震化状況 (延床面積ベース)

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認において適用されていた基準
 ※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度 6 強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準

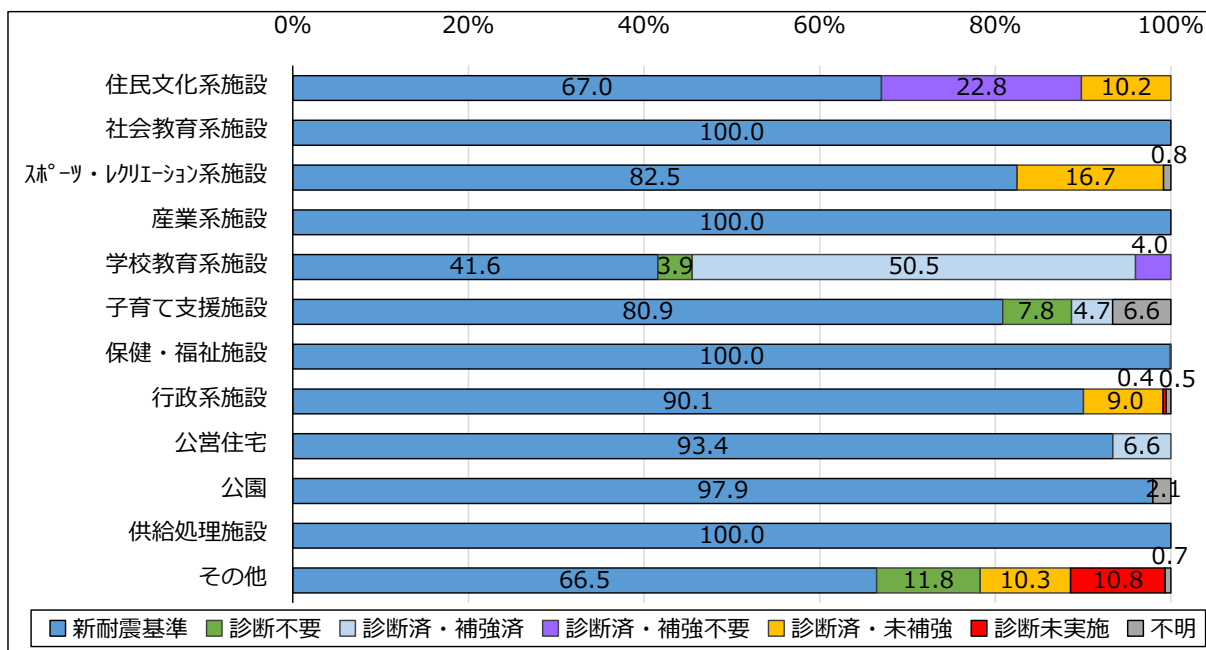


図 2-10 施設分類別の耐震化状況 (延床面積ベース)

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。本市の主なインフラ資産の保有量は以下のとおりです。

これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

表 2-3 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量		
		策定時	改訂時	増減
道路	一級市道	58.4 km	59.4 km	1.0 km
		650,607 m ²	679,390 m ²	28,783 m ²
	二級市道	45.1 km	45.1 km	0.0 km
		335,388 m ²	340,379 m ²	4,991 m ²
	自転車歩行者道	1.7 km	1.7 km	0.0 km
		5,241 m ²	5,241 m ²	0 m ²
	その他の市道	1,555.6 km	1,545.8 km	-9.8 km
		5,915,193 m ²	6,003,568 m ²	88,375 m ²
	計	1,660.8 km	1,652.0 km	-8.8 km
		6,906,429 m ²	7,028,578 m ²	122,149 m ²
橋りょう	横断歩道	3 橋	3 橋	0 橋
		180 橋	179 橋	-1 橋
		2.3 km	2.3 km	0.0 km
上水道		11,810 m ²	12,125 m ²	315 m ²
	管路	797.5 km	816.0 km	18.5 km
	上水道施設	11 施設	9 施設	-2 施設
下水道		2,340 m ²	3,026 m ²	686 m ²
	管路	196.3 km	214.4 km	18.1 km
	下水道施設	3 施設	3 施設	0 施設
農業集落排水		5,639 m ²	5,639 m ²	0 m ²
	管路	103.2 km	103.2 km	0.0 km
	農業集落排水施設	6 施設	6 施設	0 施設
		1,535 m ²	1,535 m ²	0 m ²

①道路

道路は、延長が 1,652.0km、面積が約 703 万m²、横断歩道橋が 3 橋あります。

これまで多くの道路を整備してきましたが、今後も舗装の打換えなどの更新が必要となります。

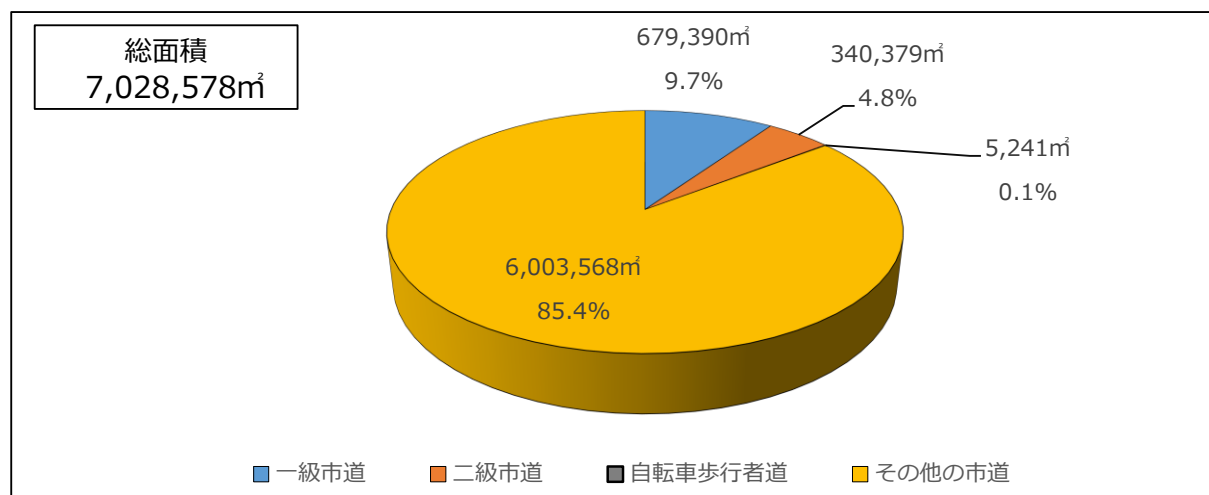


図 2-11 道路の分類別整備状況

②橋りょう

橋りょうは、179 橋、面積が約 1.2 万㎡あります。

耐用年数を考慮すると、概ね 20 年後から 40 年後にかけて、多くの橋りょうが更新時期を迎えます。

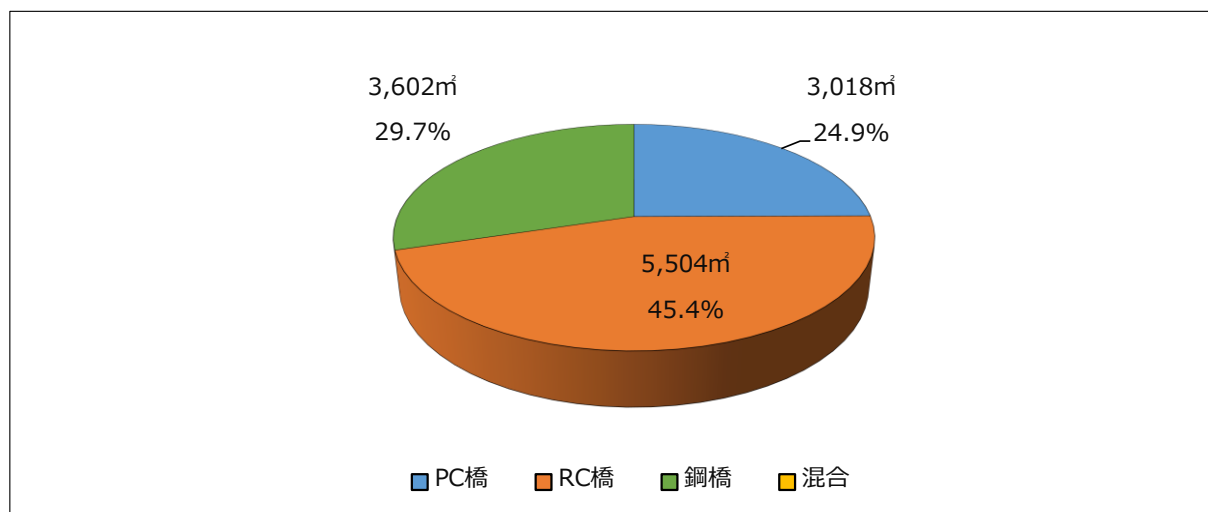


図 2-12 橋りょうの構造別整備状況

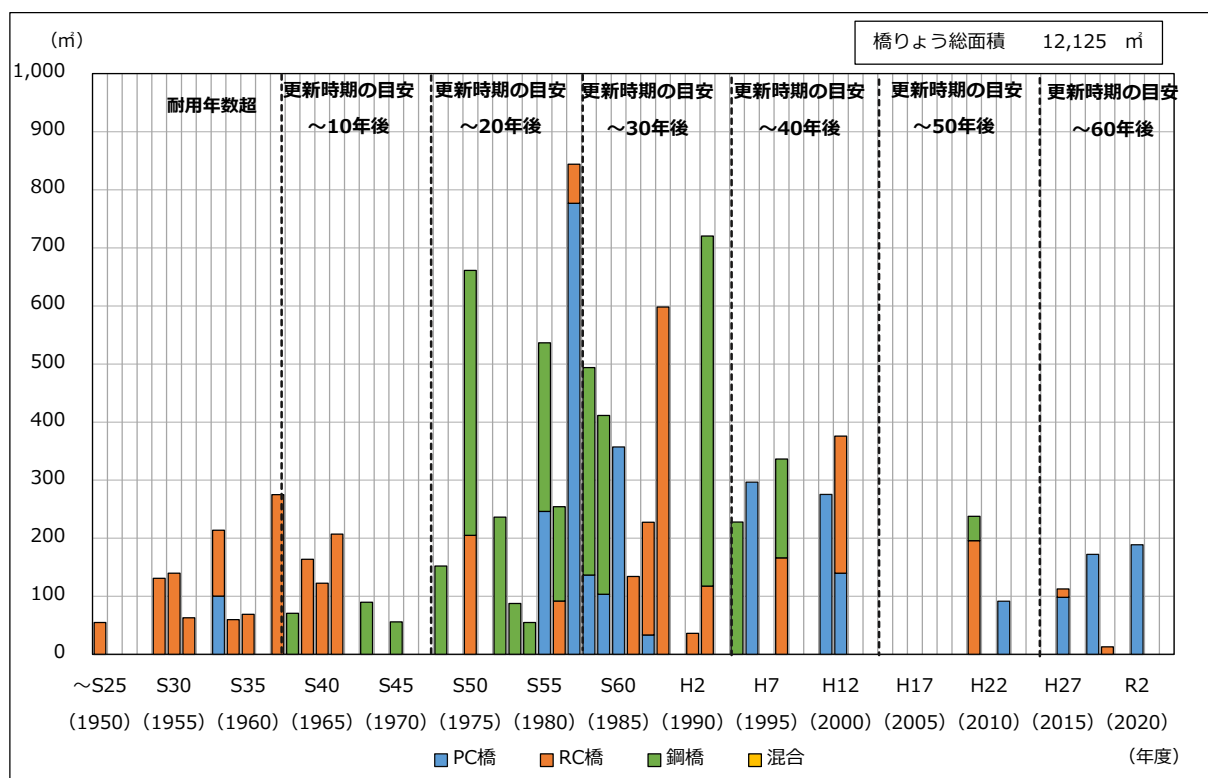


図 2-13 橋りょうの年度別整備状況

③上水道

上水道は、延長が 816.0km あります。

耐用年数を考慮すると、今後多くの管路が更新時期を迎えます。

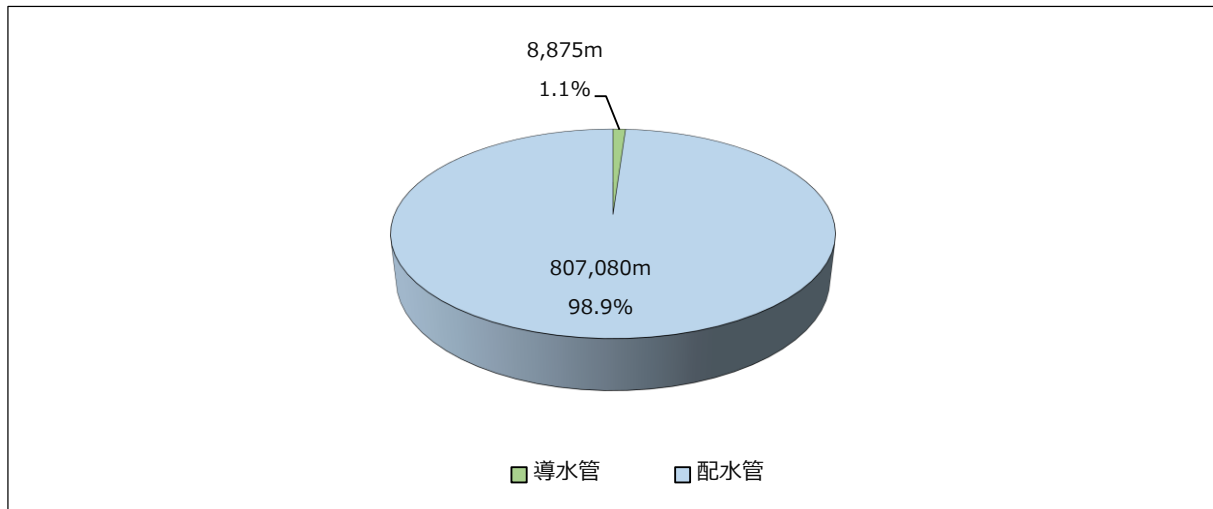


図 2-14 上水道の構造別整備状況

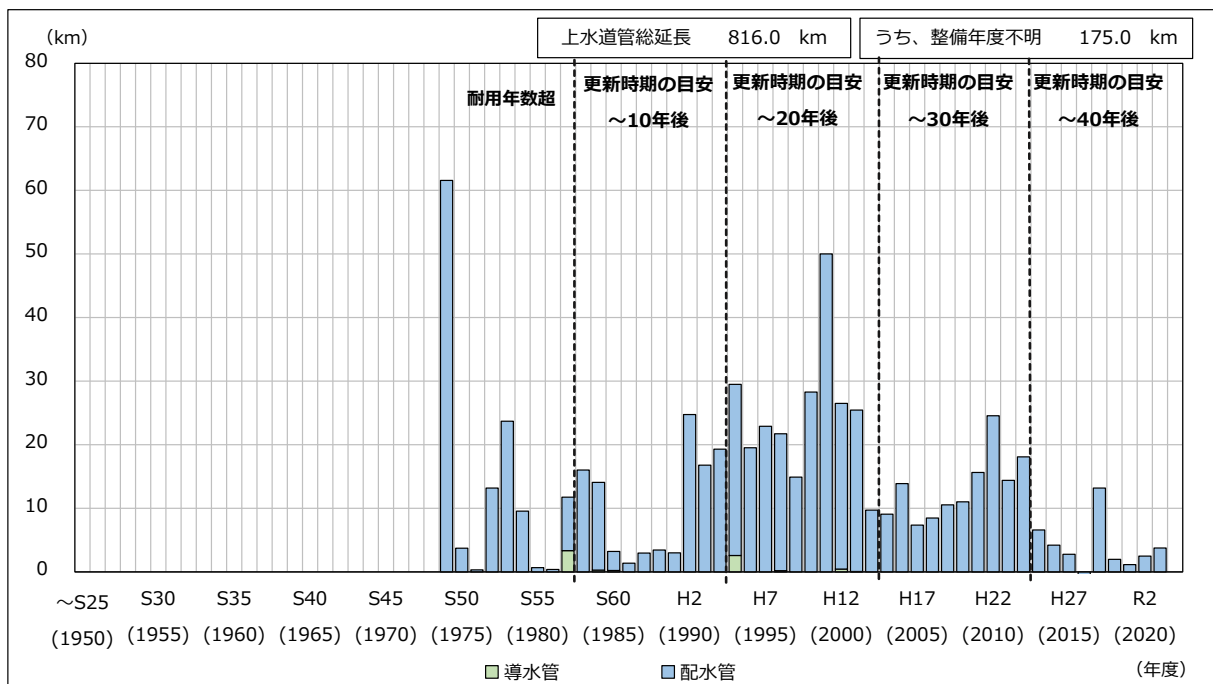


図 2-15 上水道の年度別整備状況

④下水道

下水道は、延長が 214.4km あります。

耐用年数を考慮すると、概ね 20 年後から 40 年後にかけて多くの管路が更新時期を迎えます。

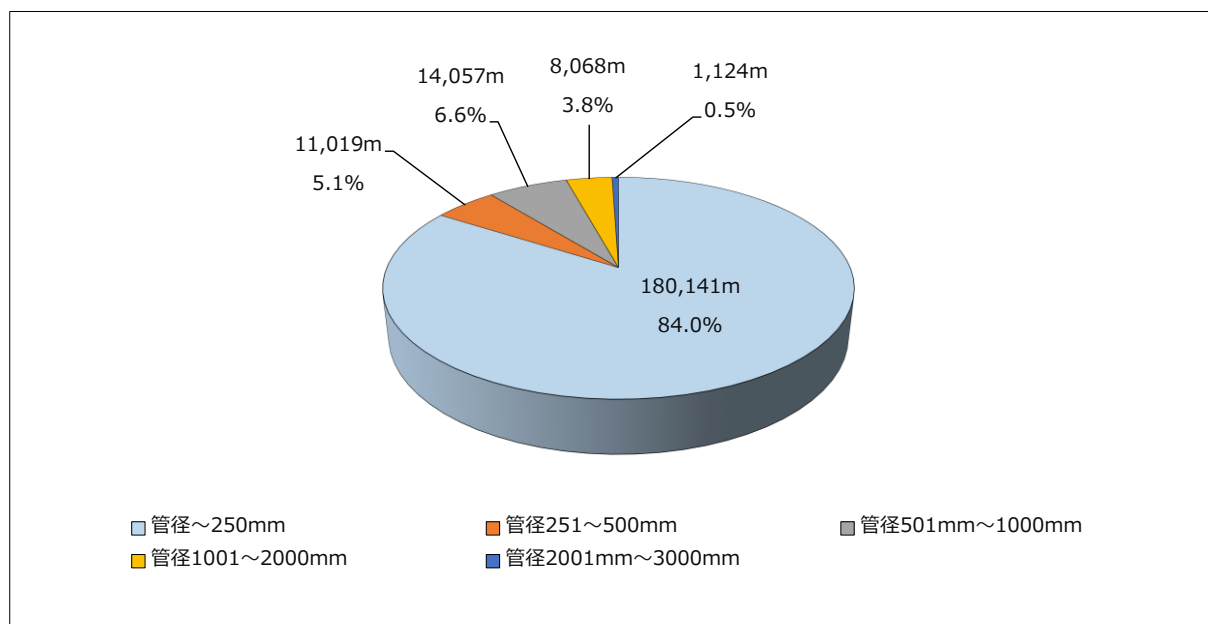


図 2-16 下水道の構造別整備状況

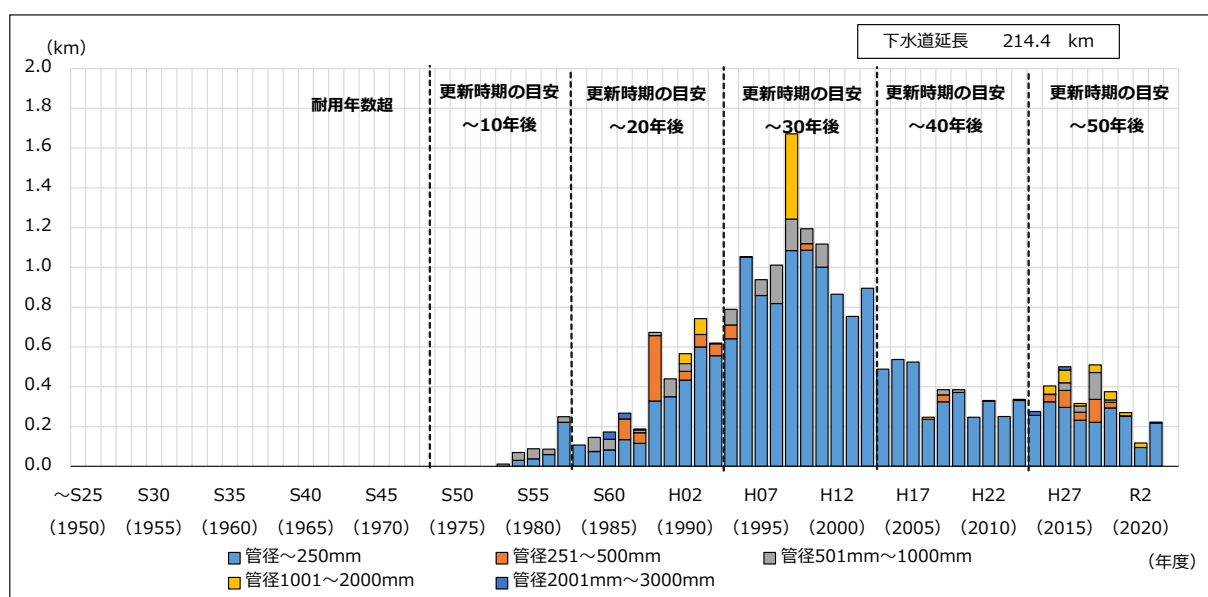


図 2-17 下水道の年度別整備状況

⑤農業集落排水

農業集落排水は、延長が約 103.2km あります。

耐用年数を考慮すると、概ね 30 年後から 40 年後にかけて多くの管路が更新時期を迎えます。

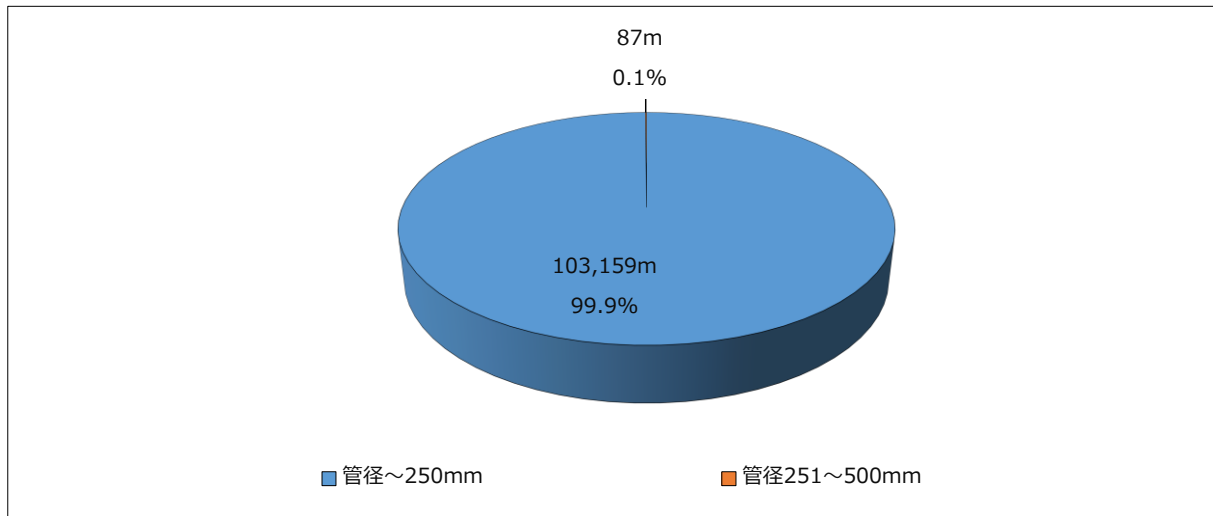


図 2-18 農業集落排水の構造別整備状況

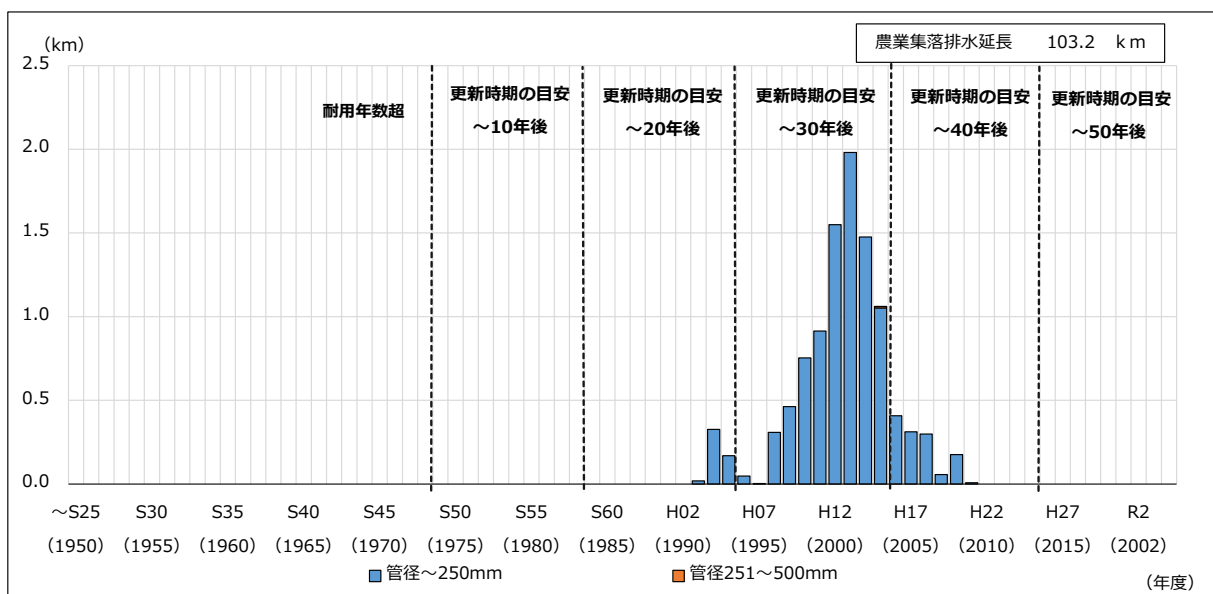


図 2-19 農業集落排水の年度別整備状況

(3) 過去に行った対策の実績

本計画策定後において実施した公共施設等マネジメントの取組の概要を示します。

①安全確保、点検・診断の取組

- 施設に不具合箇所が発見された場合は、修繕や応急措置等により安全を確保しています。
- 公共施設については、法定点検等に基づき、定期点検、保守点検等を実施しています。
- 道路については路面性状調査、橋りょうは定期点検、上水道は漏水調査及び計器・設備点検、下水道は処理施設の劣化調査及び工作物年次点検、農業集落排水は工作物年次点検を実施しています。

②統合や廃止の取組

- 公共施設については、令和 3 年度に坂東市立公民館七郷分館を解体、岩井福祉センターの入浴施設を廃止しました。
- インフラ資産については、令和 2 年度に砂崎橋を撤去しました。

③個別施設計画の策定状況

- 本計画の策定を踏まえ、施設分類ごとに個別施設計画を策定し、計画的に対策を実施することで公共施設等の長寿命化を図っています。

表 2-4 本市の個別施設計画一覧

計画名称	策定・改訂年月	計画期間
坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）	令和 2 年 6 月	令和 2 年度からおおむね 40 年間
坂東市体育施設長寿命化計画（個別施設）	令和 4 年 3 月	令和 4 年度から令和 38 年度
坂東市学校施設長寿命化計画（個別施設）	令和 2 年 7 月	令和 2 年度からおおむね 40 年間
坂東市公園施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度から令和 12 年度
坂東市営住宅長寿命化計画	令和 5 年 3 月	令和 5 年度から令和 14 年度
坂東市舗装維持修繕計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度から令和 8 年度
坂東市横断歩道橋長寿命化修繕計画	平成 31 年 3 月	令和元年度から令和 10 年度
坂東市橋梁長寿命化修繕計画	平成 31 年 3 月	令和元年度から令和 10 年度
平成 30 年度坂東市公共下水道再構築基本設計（ストックマネジメント実施計画）	平成 31 年 3 月	－

④維持管理・修繕・更新等に関する取組

- 公共施設等では機能の維持・向上等を目的に修繕・改修等を実施しています。

表 2-5 公共施設の主な修繕・改修等の実施状況（平成 29 年度以降）

施設名称	工事概要	実施年度
岩井公民館	大規模改修等工事（第一期）	平成30年度
	大規模改修等工事（第二期）	令和元年度
坂東市立新町コミュニティセンターホロニック	エレベーター改修工事	令和2年度
坂東市立公民館神大実分館 坂東市立七郷コミュニティセンターみどりのさと	防犯カメラ設置工事	令和2年度
猿島公民館	電灯電力盤改修工事	令和2年度
	耐震補強工事（第1期工事）	令和3年度
坂東市観光交流センター「秀緑」	本蔵 梁修繕工事	令和元年度
地域活動支援センター	事務室等改修工事	平成29年度
坂東郷土館ミュージズ	高圧気中開閉器交換工事	平成29年度
	電話設備更新工事	平成29年度
	空調等中央監視装置更新工事	令和元年度
	空調設備改修工事（冷温水発生機）	令和2年度
坂東市総合文化ホールベルフォーレ	舞台照明設備改修工事等	平成29年度
	平将門公之像修繕工事等	平成30年度
	舞台音響設備等改修工事等	令和元年度
	冷暖房設備改修工事等	令和2年度
坂東市消防団第16分団詰所	外壁・屋根改修工事	令和2年度
坂東市消防団第5分団詰所	外壁・屋根改修工事	令和3年度
岩井保健センター	改修工事	平成30年度
猿島保健センター	雨漏修繕工事等	平成30年度
	空調設備改修工事	令和2年度、令和3年度
市営斎場	冷温水器改修	令和2年度
市営藤田住宅A棟	外壁等改修工事	令和元年度
	浴室改修工事	令和3年度
市営藤田住宅B棟	外壁等改修工事	令和2年度
市営さしま住宅A棟	屋根・外壁改修工事	平成30年度
飯島小学校	体育館耐震補強・大規模改造工事	平成29年度
内野山小学校	体育館耐震補強・大規模改造工事	平成29年度
長須小学校校舎	大規模改造工事	平成29年度
岩井中学校	武道場非構造部材耐震化工事	平成30年度
猿島幼稚園	園舎耐震補強工事	令和元年度
東中学校	武道場非構造部材耐震化工事	令和元年度
南中学校	武道場非構造部材耐震化工事	令和元年度
七重小学校校舎	大規模改造工事	令和2年度
小学校(神大実・七郷・中川・内野山)	防火設備改修工事	令和2年度
中学校(岩井・南)	防火設備改修工事	令和2年度

施設名称	工事概要	実施年度
逆井山小学校	校舎トイレ改修工事	令和3年度
内野山小学校	外壁雨漏改修工事	令和3年度
生子菅小学校	放送設備改修工事	令和3年度
岩井中学校	部室棟改築工事	令和3年度
猿島福祉センター	中水加圧ポンプ修繕工事	平成29年度
猿島体育館	耐震補強大規模改修工事	令和元年度
	外壁・屋根改修工事	令和元年度

表 2-6 インフラ資産の主な修繕・改修等の実施状況（平成 29 年度以降）

施設名称	工事概要	実施年度
道路	舗装工	平成29年度～令和3年度
橋りょう	寄合橋 修繕工事	令和2年度
	砂崎橋 撤去工事	令和2年度
	宿下橋 修繕工事	令和3年度
上水道	岩浄・神配・駒配 工業計器・ポンプ及び非常用発電設備点検整備委託	平成29年度
	猿島浄水場4号ろ過機電動弁修繕工事	平成29年度
	岩浄 1号ろ過ポンプ修繕工事	平成30年度
	岩浄 PAC注入設備修繕工事	平成30年度
	岩浄 ろ過流量計修繕工事	令和元年度
	猿浄 シーケンサ及びテレメータ改良工事	令和元年度
	猿島浄水場 3号ろ過ポンプ修繕工事	令和2年度
	岩井浄水場 L C D監視装置修繕工事	令和2年度
	神配・駒配自家発始動用蓄電池更新工事	令和3年度
	猿島浄水場 薬注設備コントローラ修繕工事	令和3年度
下水道	岩井浄化センターほか2ポンプ場 高圧受電設備・遠方監視装置更新	平成29年度、平成30年度
	岩井浄化センター管理棟 建築付帯設備更新、耐震化工事	平成29年度、平成30年度
農業集落排水	大口地区処理施設水中攪拌機修繕工事	平成29年度
	猿島西部地区処理施設給排気ファンほか修繕工事	平成29年度
	長須地区処理施設No.1ばっ気攪拌装置修繕工事	平成30年度
	猿島中部地区処理施設プログラマブルコントローラ修繕工事	平成30年度
	長須地区No.23中継ポンプ場ポンプ修繕工事	令和元年度
	猿島北部地区処理施設No.2ばっ気攪拌装置修繕工事	令和元年度
	長須地区処理施設上澄水排出装置修繕工事	令和2年度
	猿島北部地区処理施設修繕工事	令和2年度
	長須地区処理施設No.3回分槽ばっ気ブロワ修繕工事	令和3年度
	猿島北部地区処理施設No.1ばっ気ブロワインバータほか修繕工事	令和3年度

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

本市が保有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は、建物や工作物といった資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇していきます。

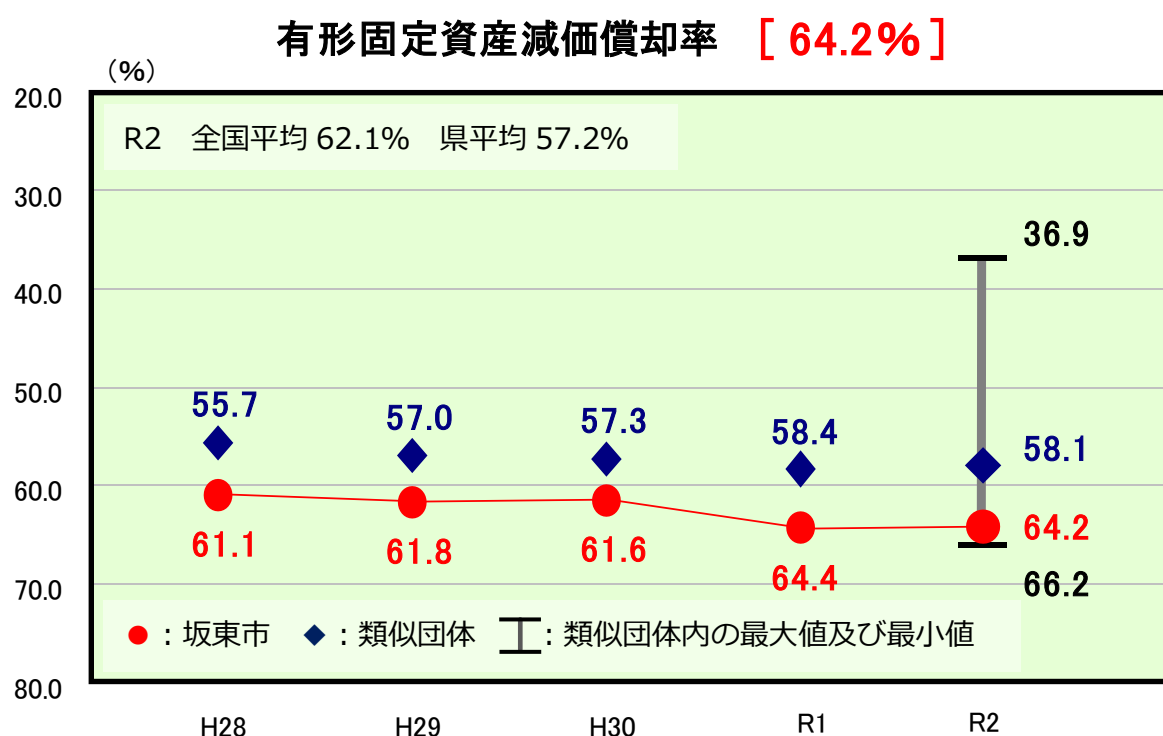
平成 28 年度以降、本市の公共施設等の有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、令和 2 年度決算における有形固定資産減価償却率は 64.2%です。また、全国平均 62.1%、県平均 57.2%を上回っています。

総務省の類似団体との比較においては、類似団体内平均値より 6.1 ポイント高い値となっています。

この原因は、保健センターや学校施設、公民館の老朽化が進んでいるためであり、今後も施設の老朽化により上昇していくことが見込まれるため、公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画等に基づき、包括的かつ計画的に改修や更新を実施していくことが求められます。

※類似団体

総務省は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（令和 2 年度）においては、坂東市はⅡ-0 類型に分類される。Ⅱ-0 類型都市とは、二次産業と三次産業の合計が 90%未満かつ三次産業が 55%未満、人口が 5 万人～10 万人未満の町村。



出典：市町村財政状況資料集（令和 2 年度決算）

図 2-20 有形固定資産減価償却率の推移

(5) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

①公共施設

a. 過年度の維持管理費（充当可能な財源見込み）

過去 5 年間に公共施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は約 13.7 億円、新規整備分、用地取得分を合わせた合計は約 24.1 億円となっています。

表 2-7 公共施設に係る投資的経費の内訳

単位：百万円

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	5カ年平均
既存更新分	1,565	1,017	2,004	1,264	1,009	1,372
新規整備分	1,228	1,868	233	119	132	716
用地取得分	555	366	308	207	151	317
合計	3,347	3,251	2,545	1,590	1,292	2,405

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

b. 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に必要となる公共施設の更新等費用を試算した結果、総額は約 688.7 億円（17.2 億円/年）となり、充当可能な財源（投資的経費実績額）の約 13.7 億円/年に比べて、年間約 1.3 倍の費用がかかることが想定されます。

10 年ごとにみると、平成 29 年度から令和 8 年度には、主に大規模改修費用を中心に約 118.0 億円の費用が、その後は更新費用を中心に、令和 9 年度から令和 18 年度には約 167.1 億円、令和 19 年度から令和 28 年度には約 239.2 億円、令和 29 年度から令和 38 年度には約 164.3 億円の費用が必要になると想定されます。

今後は、計画的に改修や更新を実施し、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが求められます。

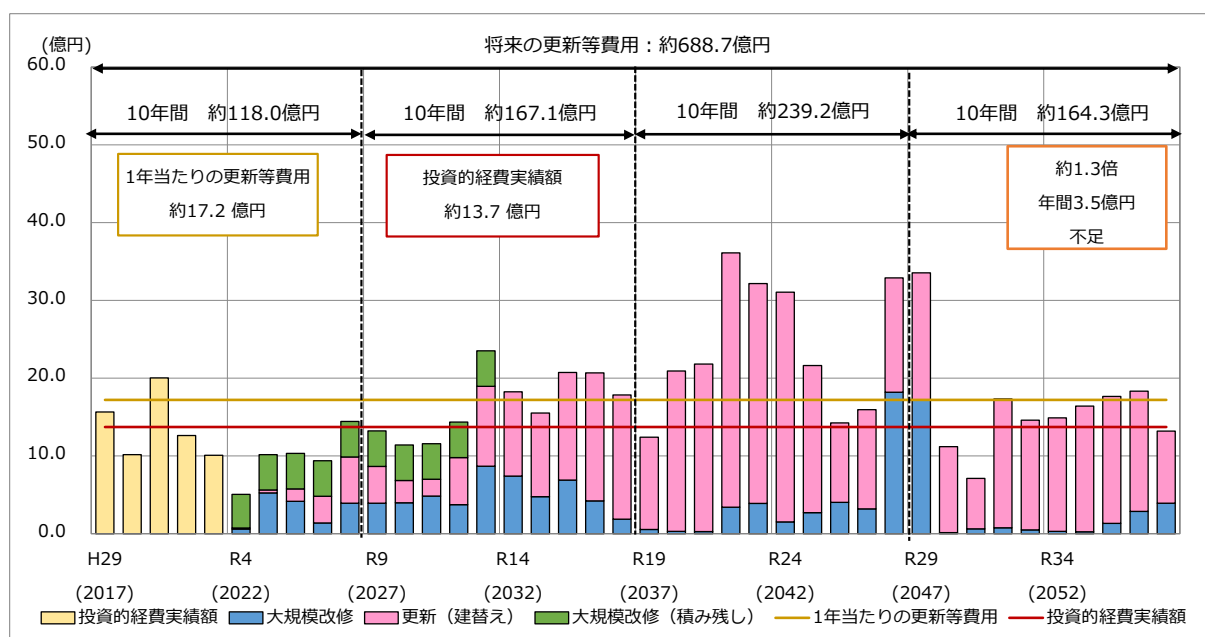


図 2-21 公共施設の将来の更新等費用の推計（単純更新）

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※投資的経費実績額：公共施設にかかる投資的経費のうち、既存更新分の平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 カ年平均

c. 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、個別施設計画に基づいています。

その結果、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間（平成 29 年度から令和 3 年度は投資的経費実績額）で約 539.3 億円、年平均で約 13.5 億円が必要となり、充当可能な財源（投資的経費実績額）年平均約 13.7 億円に対して約 0.2 億円下回ります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 40 年間の差額は約 149.4 億円、年平均で約 3.7 億円の縮減となります。

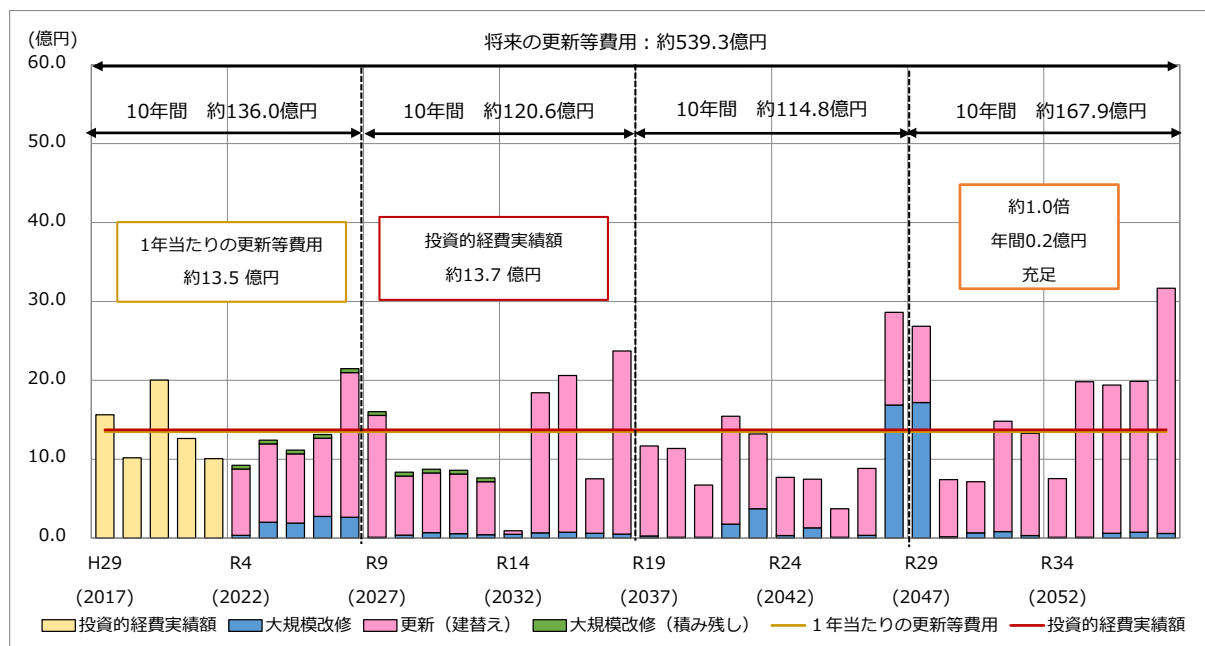


図 2-22 公共施設の将来の更新等費用の推計（長寿命化対策反映）

※投資的経費実績額：公共施設にかかる投資的経費のうち、既存更新分の平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 カ年平均

表 2-8 公共施設の対策の効果額

	a.単純更新	b.長寿命化	c.対策の効果 (a-b)	充当可能額
10年間	118.0億円	136.0億円	-18.0億円	137.0億円
40年間	688.7億円	539.3億円	149.4億円	548.0億円

②インフラ資産

a. 過年度の維持管理費（充当可能な財源見込み）

過去 5 年間にインフラ資産の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は約 9.0 億円、新規整備分、用地取得分を合わせた合計は約 18.4 億円となっています。

表 2-9 インフラ資産に係る投資的経費の内訳

単位：百万円

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	5カ年 平均
既存更新分	1,203	1,036	849	646	752	897
新規整備分	1,268	1,169	743	406	609	839
用地取得分	270	68	60	76	36	102
合計	2,741	2,272	1,652	1,128	1,397	1,838

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

b. 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に必要となるインフラ資産の更新等費用を試算した結果、その総額は約 1,741.8 億円（約 43.5 億円/年）となっています。

本市では、これまで主としてインフラ資産の新規整備に投資してきましたが、今後は既存資産の更新等に多額の費用がかかることが見込まれます。

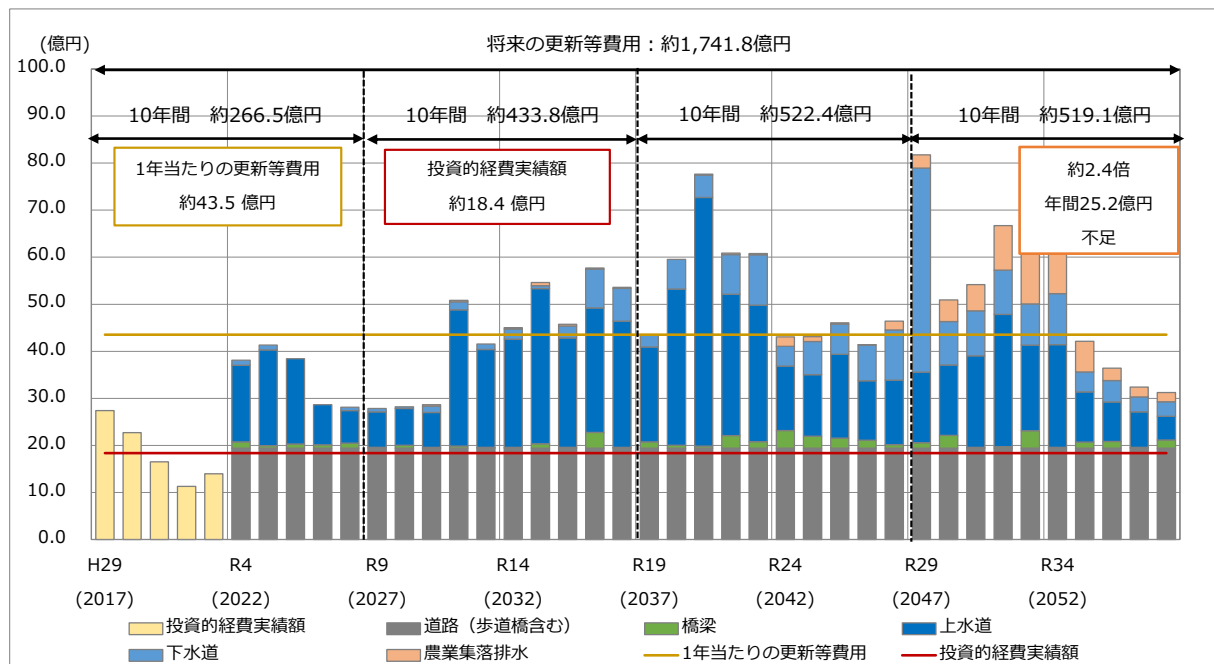


図 2-23 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（単純更新）

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※道路、橋りょう、上水道、下水道、農業集落排水の費用を計上

※投資的経費実績額：インフラ資産にかかる投資的経費のうち、平成 29 年度から令和 3 年度の既存更新分、新規整備分、用地取得分の合計の 5 カ年平均

c. 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

インフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、道路については「坂東市舗装維持修繕計画」の概算事業費と「坂東市横断歩道橋長寿命化修繕計画」の修繕等の費用、橋りょうについては「橋梁長寿命化修繕計画」の修繕等の費用、下水道については「ストックマネジメント実施計画」の修繕等の費用を採用しています。

上水道、農業集落排水については総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。

その結果、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間（平成 29 年度から令和 3 年度は投資的経費実績額）で約 991.6 億円、年平均で約 24.8 億円が必要となり、充当可能な財源（投資的経費実績額）年平均約 18.4 億円に対し約 6.4 億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 40 年間の差額は約 750.1 億円、年平均で約 18.7 億円の縮減となります。

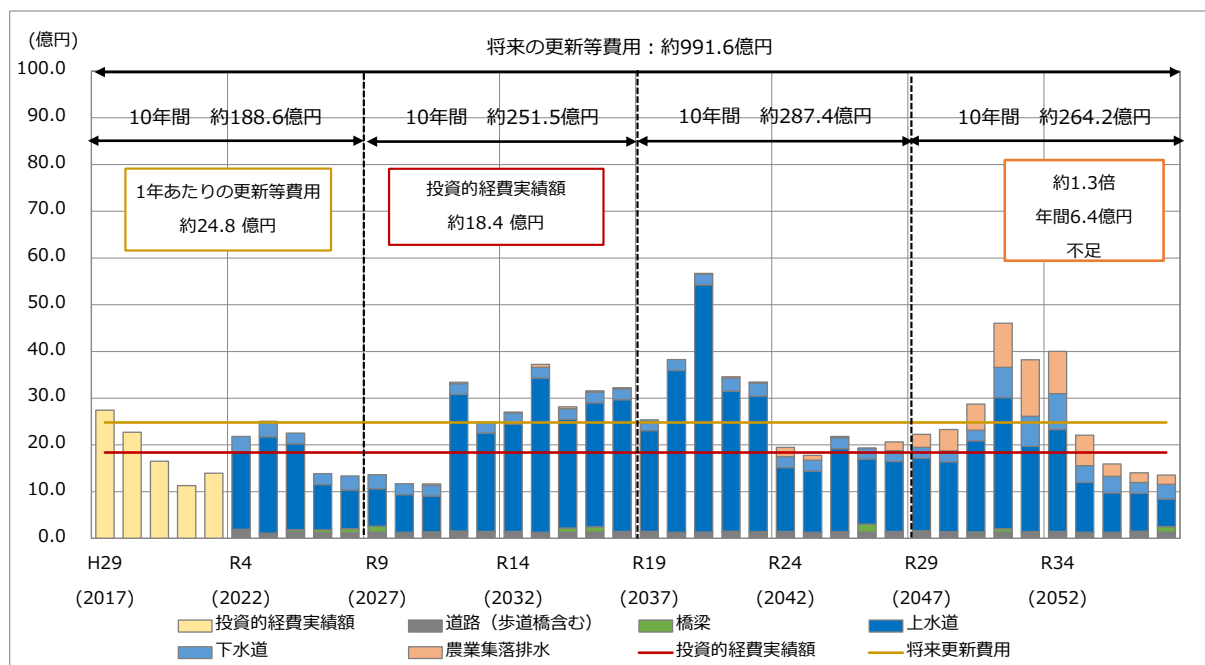


図 2-24 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（長寿命化対策反映）

※道路、橋りょう、上水道、下水道、農業集落排水の費用を計上

※投資的経費実績額：インフラ資産にかかる投資的経費のうち、平成 29 年度から令和 3 年度の既存更新分、新規整備分、用地取得分の合計の 5 カ年平均

表 2-10 インフラ資産の対策の効果額

	a.単純更新	b.長寿命化	c.対策の効果 (a-b)	充当可能額
10年間	266.5億円	188.6億円	77.9億円	184.0億円
40年間	1,741.8億円	991.6億円	750.1億円	736.0億円

③公共施設等（公共施設とインフラ資産の合計）

a. 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に必要となる公共施設等(公共施設とインフラ資産の合計)の更新等費用を試算した結果、その総額は約 2,430.4 億円（約 60.8 億円/年）となっています。

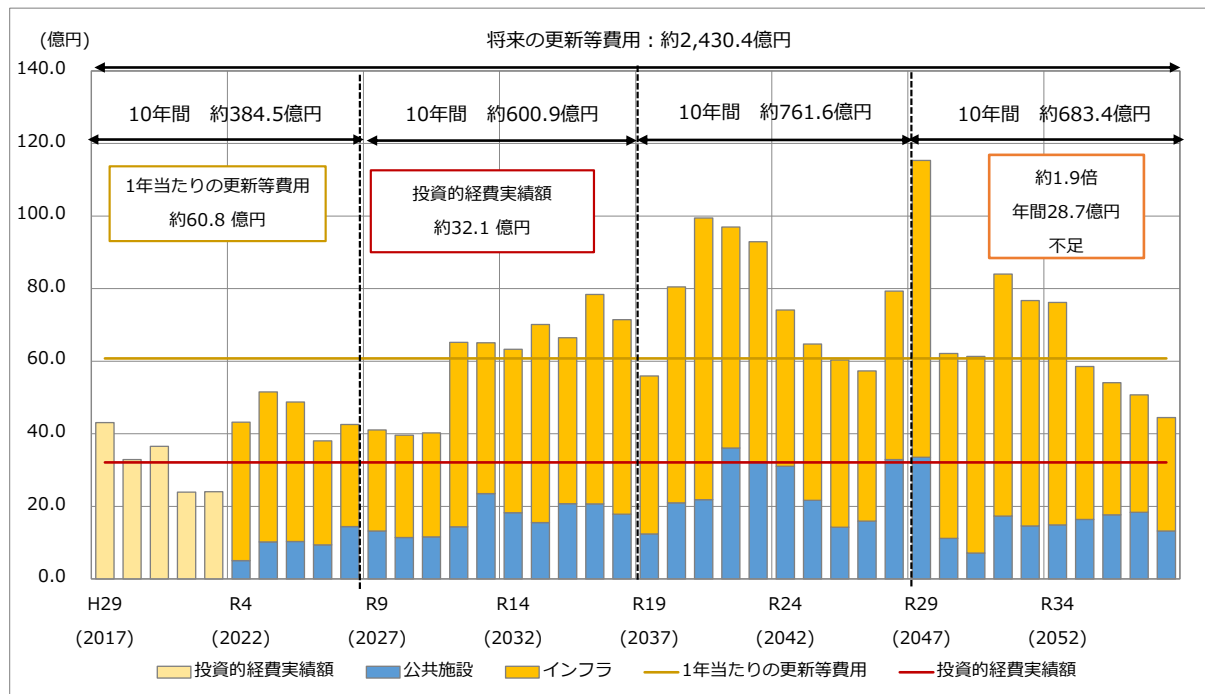


図 2-25 公共施設等の将来の更新等費用の推計（単純更新）

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※投資的経費実績額：公共施設及びインフラ資産にかかる投資的経費の合計

b. 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間（平成 29 年度から令和 3 年度は投資的経費実績額）で約 1,530.9 億円、年平均で約 38.3 億円が必要となり、充当可能な財源（投資的経費実績額）年平均約 32.1 億円に対し約 6.2 億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 40 年間の差額は約 899.6 億円、年平均で約 22.5 億円の縮減となります。

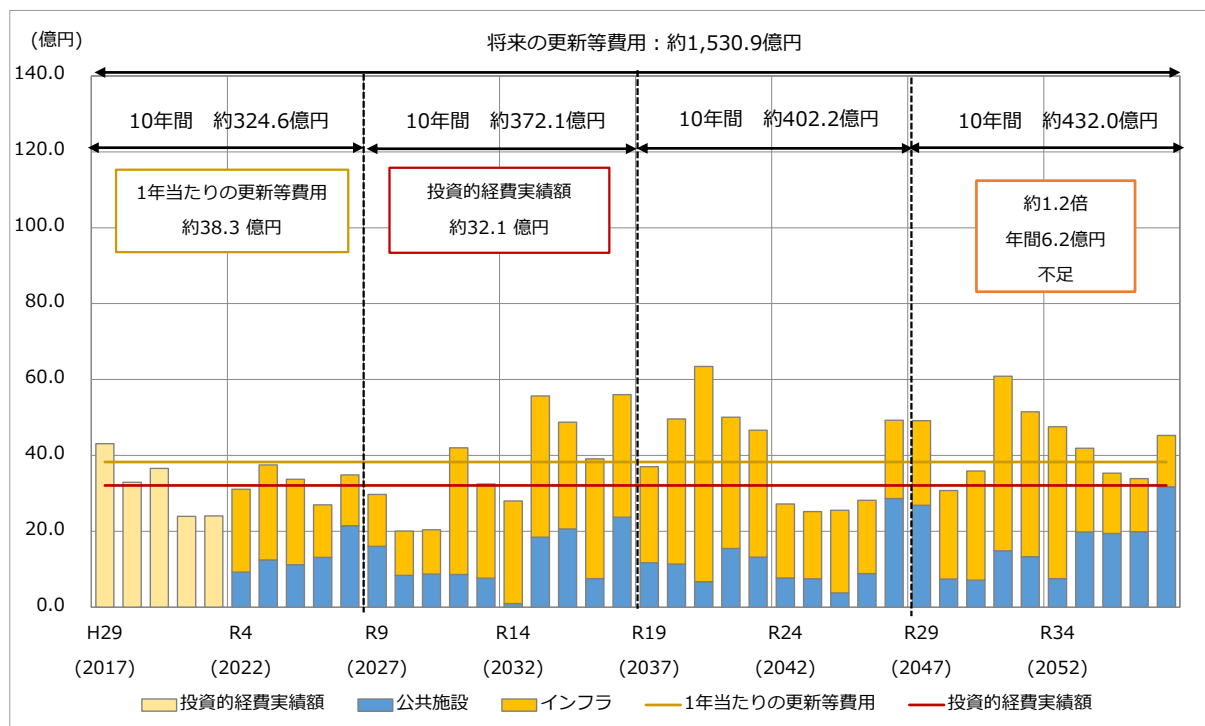


図 2-26 公共施設等の将来の更新等費用の推計（長寿命化対策反映）

※投資的経費実績額：公共施設及びインフラ資産にかかる投資的経費の合計

表 2-11 公共施設等の対策の効果額

	a.単純更新	b.長寿命化	c.対策の効果 (a-b)	充当可能額
10年間	384.5億円	324.6億円	59.9億円	321.0億円
40年間	2,430.4億円	1,530.9億円	899.6億円	1,284.0億円

(6) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、平成29年度から令和38年度までにおける10年間及び40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、以下のとおりです。

表 2-12 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間）

【2017 年度から 10 年間】

今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去5年 平均)
普通会計	建築物(a)	6,858	1,209	5,533	13,600	基金、地方債等を活用	11,800	1,800	0
	インフラ 施設(b)	5,781	0	891	6,672		15,939	-9,267	1,838
	計(a+b)	12,639	1,209	6,424	20,272		27,739	-7,467	1,838
公営事業会計	建築物 (c) *					地方債等を活用			
	インフラ 施設(d)	3,409	600	8,177	12,186		10,712	1,474	0
	計(c+d)	3,409	600	8,177	12,186		10,712	1,474	0
建築物合計 (a+c)		6,858	1,209	5,533	13,600		11,800	1,800	0
インフラ施設 (b+d)		9,190	600	9,068	18,858		26,651	-7,793	1,838
合計 (a+b+c+d)		16,048	1,809	14,601	32,458		38,451	-5,993	1,838

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（30年以上）

【2017 年度から 2056 年度】

今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去5年 平均)
普通会計	建築物(a)	6,858	6,614	40,453	53,925	68,866	-14,941	1,372
	インフラ 施設(b)	5,781	0	5,867	11,648	77,853	-66,205	1,838
	計(a+b)	12,639	6,614	46,320	65,573	146,719	-81,146	3,210
公営事業会計	建築物 (c) *							
	インフラ 施設(d)	3,409	7,555	76,550	87,514	96,323	-8,809	0
	計(c+d)	3,409	7,555	76,550	87,514	96,323	-8,809	0
建築物合計 (a+c)		6,858	6,614	40,453	53,925	68,866	-14,941	1,372
インフラ施設 (b+d)		9,190	7,555	82,417	99,162	174,176	-75,014	1,838
合計 (a+b+c+d)		16,048	14,169	122,870	153,087	243,042	-89,955	3,210

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- * 公営事業会計の建築物は、インフラ施設（d）に合算して計上している。

2.4.公共施設等を取り巻く課題

■人口減少、高齢化への対応

本市の人口は全国的な傾向と同様に、人口減少と高齢化が進行する見通しとなっています。

これまで本市では、人口増加を背景に公共施設等を整備してきましたが、今後は人口減少を見据えた適切な公共施設の規模を検討していく必要があります。

また、高齢化の進行による人口構造の変化は、施設の役割・ニーズに大きな影響を及ぼすことから、時代の変化に対応した市民サービスを提供していくとともに、経費の縮減に結びつく適正な公共施設の規模及び配置を検討していく必要があります。

■厳しい財政状況への対応

将来、税収の伸びが期待できない中、義務的経費の増加が想定され、投資的経費の確保が更に厳しくなるものと想定されます。

今後の厳しい財政状況を見据えて、公共施設等の更新・維持管理・運営に係る費用の抑制などを検討していく必要があります。

■公共施設等の老朽化への対応

今後は更新時期を迎える施設が多くなることから、財政への負担が大きくなることが懸念され、現状のままでは、公共施設等を維持していくことが困難になる見通しとなっています。

今後も適切な公共サービスを継続していくため、適正な施設の総量、規模、配置を検討していく必要があります。

また、老朽化した公共施設等は、計画的な改修、更新などを行うことにより、公共施設等の安全性確保に向けた取組が必要です。

■SDGs への対応

国際目標である SDGs では、経済・社会・環境の諸問題を総合的に解決することの重要性が示されています。

本市の行政活動等においても、これらの目標を意識した取組を推進することで、各分野において持続可能なまちづくりと地域活性化を推進することが求められています。

公共施設等においても持続可能なまちづくりと地域活性化する取組を検討していく必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1.公共施設等マネジメントの取組の目標

今後は、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、厳しい財政状況や利用者の減少が予想される中、公共施設等を維持していかねばなりません。

将来の更新等費用の見通しでは、本市が保有する公共施設等を今後もこのまま維持することは厳しい状況にあると試算されています。

こうした状況に対応していくためには、公共施設の保有量の削減や公共施設等の効率的な維持管理などにより、将来にわたって公共施設等を維持していく必要があります。

さらに、持続可能な開発目標の達成やカーボンニュートラルが求められ、人口構造の変化、公共施設等の老朽化が予想される中で、新たなニーズの変化に適応した公共サービス、安全で安心して利用できる公共施設等を提供していく必要があります。

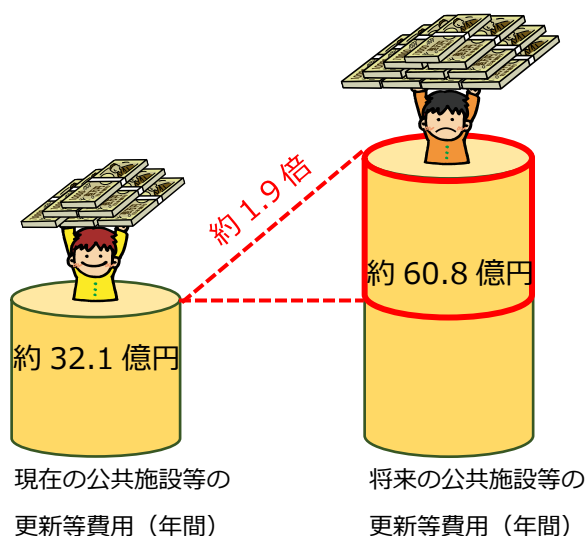


図 3-1 現在と将来の更新等費用の比較

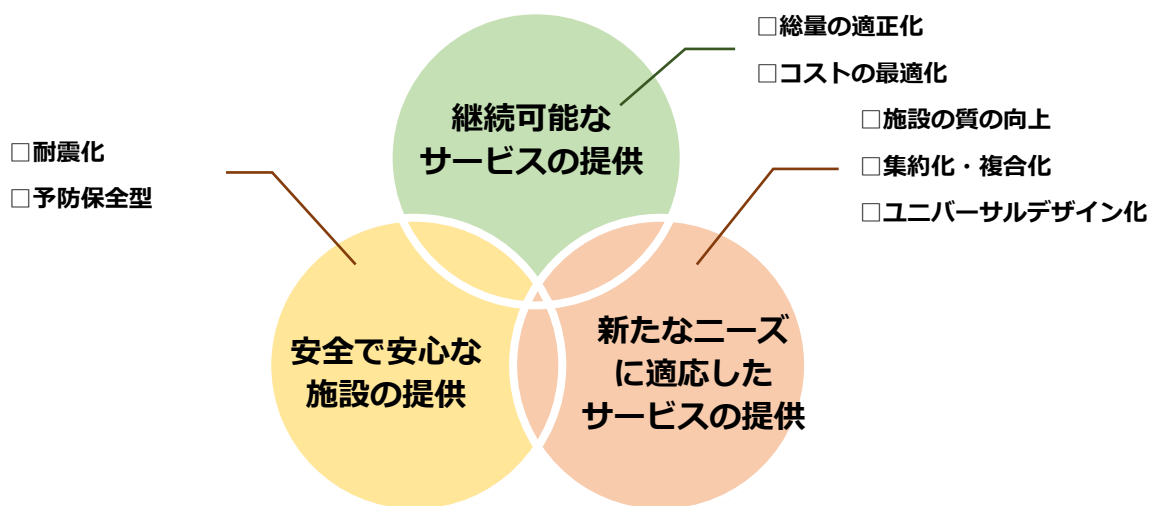


図 3-2 目指すべき施設のイメージ

持続可能な公共サービスの提供、安全で安心な施設の提供、新たなニーズに適応したサービスの提供を実践していくにあたり、基本方針を以下の通りに定めます。

(1) 公共施設

基本方針1：施設保有量の最適化

原則として、新規整備を行わず、今後の財政状況、人口減少社会を見据え統合（集約化・複合化）、廃止などによる施設の縮減と再編を進め、施設保有量の適正化を図ります。

基本方針2：予防保全型への転換

点検・診断などを実施するとともに、予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長期利用及び、安全性の確保に努めます。

基本方針3：効率的・効果的な運営

維持管理・運営に係るコストの縮減やサービスの質の向上につながる事業手法などを検討し、運営コストの最適化を目指します。

基本方針4：多様なニーズに対応した施設の提供

省エネルギーや再エネルギー利用、脱炭素化など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進するとともに、ユニバーサルデザイン化の推進等、社会的要求水準を満たす機能の充実を図り、今後も安定した公共サービスの提供を目指します。

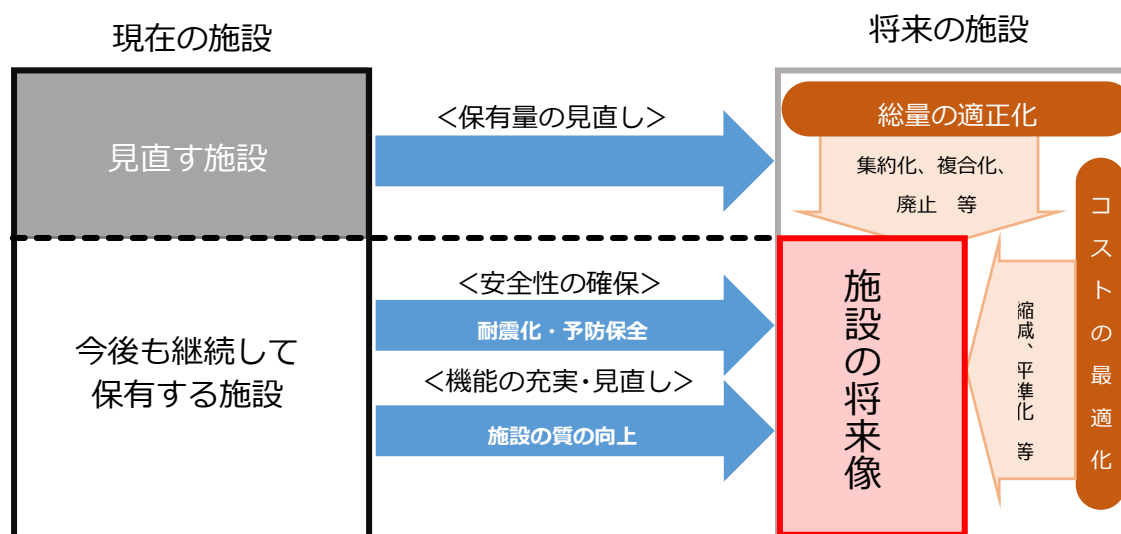


図 3-3 将来の公共施設のイメージ

(2) インフラ資産

基本方針１：定期的な点検等の実施

定期的な点検・調査を行い、不具合等が発見された場合、その場で修繕が可能な場合は直ちに修繕を行います。修繕が難しい不具合等の場合は記録として残し、計画的な維持管理に繋がります。また、市民生活に影響がある場合は、立入制限を図るなどの対応を実施します。

また、災害発生時には、緊急点検を実施し、市民生活に悪影響が出ないように努めます。

基本方針２：計画的な維持管理・更新

インフラ資産は、市民の生活や産業を支える都市基盤施設であることから、必要性や機能などを考慮し、優先度に応じた計画的な整備、維持管理・更新を図ります。

基本方針３：長寿命化によるコストの抑制と平準化

予防保全型の維持管理などによる長寿命化を推進し、コストの抑制と平準化を図るとともに、災害などに強い整備を行い安全性の確保に努めます。

3.2.公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針

①公共施設

- ・計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- ・点検・診断の結果、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、改修、更新、解体などを検討し、安全性の確保に努めます。
- ・老朽化した未利用施設等については、周辺環境への影響等を考慮し、解体、除去等の対策を講じます。

②インフラ資産

- ・計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- ・点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕、改修等の必要な措置を講じます。
- ・点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組んでいきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①公共施設

- ・新規整備を行う場合は、市全体の長期的なまちづくりに関係する各種計画との整合を図ります。
- ・民間のノウハウの活用により、安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設の更新については、指定管理者制度や PFI などの積極的な導入を図ります。
- ・広域行政による施設の相互利用や設置等を検討していくとともに、公共施設等の維持管理の担い手としての市民等との協働を推進していきます。
- ・新たな市民ニーズ等に対応した公共施設等の更新等費用を縮減するため、スケルトンインフィル工法を取り入れるなど、転用のしやすい構造を検討します。

※指定管理者制度：公の施設の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

※スケルトンインフィル工法：建物の躯体（スケルトン）と、内装や設備（インフィル）とを分離する工法。

②インフラ資産

- ・人口構造の変化等に対応し、施設機能を持続可能な水準で維持するため、新設及び維持保全をバランスよく実施していきます。
- ・対処療法である「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全」に転換し、予防保全型の維持管理へ順次移行することを基本に、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減に努めます。
- ・施設の更新や新設にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図ります。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

①公共施設

- ・「坂東市耐震改修促進計画」に基づき、災害活動の避難、救援、復旧活動拠点として位置づけている施設から優先して耐震化を行います。
- ・定期点検や予防保全の結果を踏まえて、計画的に改修等を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化に努めます。
- ・これから大規模改修の時期を迎える施設については、長寿命化を併せて実施することを検討し、長期的な維持管理コストの縮減を図ります。
- ・今後新たに策定する各施設の個別施設計画については、本計画における方針と整合を図ります。

②インフラ資産

- ・利用者の安全確保や安定した供給が行われることが極めて重要であるため、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき、長寿命化を推進します。
- ・今後新たに策定する各施設の個別施設計画については、本計画における方針と整合を図ります。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進方針

①公共施設

- ・施設の更新時に加え、大規模改修等に合わせて、バリアフリーの整備、ユニバーサルデザインを導入することとしますが、利用者からのニーズや、影響する範囲等も総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修工事を検討し、速やかな対応に努めます。

②インフラ資産

- ・関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(5) 脱炭素化の推進方針

①公共施設

- ・既存の公共施設については、施設の LED 照明の導入を進め、使用する電力については、二酸化炭素排出係数の低い電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力の調達や再生可能エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電の設置等を検討します。また、空調設備の定期的な保守・点検を実施し、設備の良好な状態を保ち、使用する電力の省力化を図ります。
- ・施設の大規模改修、更新等にあたっては、高断熱・高気密化等の省エネルギー化に対応した材料の使用、エネルギー効率の高い設備の設置や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。

②インフラ資産

- ・発電設備の再生可能エネルギーの整備、省エネルギー設備の導入・改修等の取り組みを推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

①公共施設

- ・施設の老朽化状況、利用状況、運営状況、費用の状況、地理的条件などを分析し、市民意向やまちづくりの視点も踏まえながら、施設の集約化、複合化、転用、廃止などにより、施設の再編を進めます。
- ・現在十分に利用されていない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、人口構成の変動や財政状況などを踏まえながら、客観的な視点から市が保有する必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。
- ・施設の廃止により生じる跡地は、売却処分等により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備の財源としての活用を図ります。

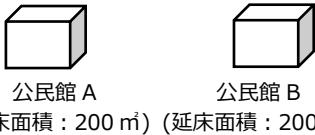
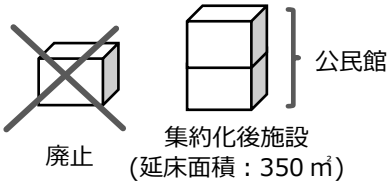
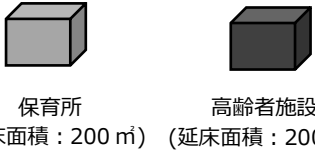
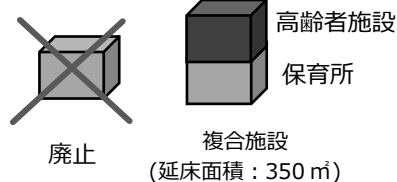
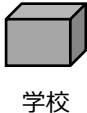
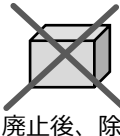
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 公民館 A (延床面積：200 m²) 公民館 B (延床面積：200 m²)	 廃止 集約化後施設 (延床面積：350 m²) 公民館	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	 保育所 (延床面積：200 m²) 高齢者施設 (延床面積：200 m²)	 廃止 複合施設 (延床面積：350 m²) 高齢者施設 保育所	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する
転用事業	 学校	 高齢者施設	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する
除却事業	 未利用施設等	 廃止後、除却	老朽化し、今後活用を見込めない未利用施設等を廃止し、除却する

図 3-4 公共施設最適化事業等の概要

②インフラ資産

- ・今後の社会・経済情勢の変化や市民のニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により、意識啓発や技術向上を図ります。

②補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減を図ります。

③広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

④民間事業者との連携

PFIの導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

⑤住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

⑥受益者負担の適正化

受益者負担の公平性確保の観点から、施設の使用料や手数料等の適正化を検討し、必要に応じて見直しを行います。

⑦施設等の有効活用による財源確保

未利用の市有財産の処分を推進するとともに、壁面広告やネーミングライツの活用など、有効活用と財源の確保を図ります。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1.公共施設

(1) 住民文化系施設

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
集会施設	11	中心市街地活性化センター 坂東市立岩井公民館 坂東市立猿島公民館 坂東市立公民館神大実分館 坂東市立新町コミュニティセンターホロニック 坂東市立馬立コミュニティセンターふれあい館 坂東市立飯島コミュニティセンターいなほの里 坂東市立七郷コミュニティセンターみどりのさと 坂東市立荊打コミュニティセンター芽吹の郷 坂東市市民研修所 藤田住宅集会所
文化施設	1	坂東市総合文化ホールベルフォーレ（市民音楽ホール・岩井図書館）

(概況)

<集会施設>

- 集会施設は 11 施設あります。
- 集会施設のうち、コミュニティセンター 5 施設は、指定管理者制度導入施設です。
- 建築後 30 年以上を経過している施設が 5 施設、建築後 20～30 年を経過している施設が 4 施設あり、老朽化が進行しています。
- 「坂東市立猿島公民館」は、耐震化が必要な施設で現在耐震補強工事を進めています。
- 「坂東市立公民館七郷分館」は、令和 3 年に解体工事を行いました。

<文化施設>

- 「坂東市総合文化ホールベルフォーレ（市民音楽ホール・岩井図書館）」の 1 施設があります。
- 運営形態は、市直営です。
- 建築後 20 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 音楽ホールと図書館の複合施設です。
- 休日を中心に多くの市民等に利用されています。

(基本方針)

＜集会施設＞

- ◆市民の生涯学習ニーズや活動状況を踏まえ、既存公共施設の有効活用や利用の促進を図ります。
- ◆地域公民館などの集会施設について、建替えや大規模改修などの計画的な補助を継続し、コミュニティ活動拠点の充実に努めます。
- ◆各公民館、各コミュニティセンター、「坂東市市民研修所」については、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的に改修等を実施し、建物の健全性を維持します。

＜文化施設＞

- ◆市民による施設の積極的な利用を促進するとともに、安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理を図ります。
- ◆「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的に改修等を実施し、建物の健全性を維持します。

(2) 社会教育系施設

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
博物館等	1	坂東郷土館ミュージズ（資料館・猿島図書館）

(概況)

- 「坂東郷土館ミュージズ（資料館・猿島図書館）」の1施設があります。
- 運営形態は、市直営です。
- 建築後20年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 資料館と図書館の複合施設です。

(基本方針)

- ◆市民による施設の積極的な利用を促進するとともに、安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理を図ります。
- ◆運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討します。
- ◆「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的に改修等を実施し、建物の健全性を維持します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設
(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
スポーツ施設	13	緑のスポーツ広場 生子運動公園 猿島球場 猿島体育館 猿島武道館 総合体育館 岩井球場 宝堀運動公園（建物なし） 馬立運動公園（建物なし） 内野山運動公園（建物なし） 沓掛球場（建物なし） 坂東市グラウンドゴルフ場 岩井テニスコート（建物なし）
レクリエーション施設・観光施設	2	坂東市観光交流センター「秀緑」 坂東市まちなか交流センター「ゆめぷらざ坂東」

(概況)

＜スポーツ施設＞

- スポーツ施設は 13 施設あります。
- 運営形態は、市直営です。
- 建築後 30 年以上を経過している施設が 5 施設あり、老朽化が進行しています。
- 「猿島体育館」は、令和元年度に耐震補強大規模改修工事に併せて外壁・屋根改修工事を実施しました。
- 夜間や休日を中心に多くの市民等に利用されています。

＜レクリエーション施設・観光施設＞

- レクリエーション施設・観光施設は 2 施設あります。
- 運営形態は、市直営です。
- 「坂東市まちなか交流センター「ゆめぷらざ坂東」」は現在休館しており、今後の利活用について調査研究しています。
- 「坂東市観光交流センター「秀緑」」は、市の観光と中心市街地の活性化を図るために、平成 28 年度にオープンした施設です。

(基本方針)

＜スポーツ施設＞

- ◆市民の要望に応じた施設整備を検討するとともに、利用しやすく安全な施設となるよう「坂東市体育施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的な維持管理、改修を行います。
- ◆スポーツ施設は、耐震診断の結果、耐震化が必要な施設もあるため、今後大規模改修を実施する際には、耐震化を合わせて進めていきます。
- ◆使用しやすい施設整備を図るとともに、施設それぞれの特色を生かしたスポーツ教室や各種講習会の充実に努めます。

＜レクリエーション施設・観光施設＞

- ◆「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、予防保全を図り、建物の維持保全に努めます。

(4) 産業系施設

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
産業系施設	1	坂東市生子菅地区農業構造改善センター

(概況)

- 「坂東市生子菅地区農業構造改善センター」の1施設があります。
- 運営形態は、市直営です。
- 建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 団体を中心に利用されています。

(基本方針)

- ◆市民による施設の積極的な利用を促進するとともに、安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理を図ります。
- ◆施設の利用状況や費用の状況等を勘案し、施設の使用料の適正化などを検討します。
- ◆「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、予防保全を図り、建物の維持保全に努めます。

(5) 学校教育系施設
(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
学校	17	坂東市立岩井第一小学校 坂東市立岩井第二小学校 坂東市立弓馬田小学校 坂東市立飯島小学校 坂東市立神大実小学校 坂東市立七郷小学校 坂東市立中川小学校 坂東市立長須小学校 坂東市立七重小学校 坂東市立生子菅小学校 坂東市立逆井山小学校 坂東市立沓掛小学校 坂東市立内野山小学校 坂東市立岩井中学校 坂東市立東中学校 坂東市立南中学校 坂東市立猿島中学校
その他教育系施設	3	坂東市立岩井学校給食センター 坂東市立猿島学校給食センター 坂東市適応指導教室ひばり

(概況)

<学校>

- 小学校が 13 校、中学校が 4 校あります。
- ほとんどの校舎や体育館などが、建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 校舎や体育館などの非構造部材耐震化や老朽化に伴う改修等を順次、実施しています。
- 少子化により児童・生徒数は減少傾向であり、今後も減少が続く見込みです。

<その他教育系施設>

- その他教育系施設は 3 施設あります。
- 運営形態は、市直営です。
- 建築後 20 年以上を経過している施設が 2 施設あり、老朽化が進行しています。

(基本方針)

＜学校＞

- ◆「坂東市学校施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、校舎や体育館などの老朽化に伴う改修等を計画的に行い、建物の長寿命化を図ります。
- ◆多様な学習内容・形態などの学習環境の確保、防犯性の向上、環境負荷低減を図るための施設整備に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、児童・生徒数や余裕教室数の状況等を勘案して、余裕教室の有効活用、統廃合、複合化など、今後の施設のあり方を検討します。

＜その他教育系施設＞

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆各学校給食センターについては、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的に改修等を実施し、建物の健全性を維持します。
- ◆運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討します。

(6) 子育て支援施設

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
幼稚園・保育園・こども園	3	坂東市立猿島幼稚園 坂東市立認定こども園ふたば 坂東市立認定こども園ひまわり
幼児・児童施設	8	坂東市児童福祉センター 坂東市放課後児童クラブ生子館 坂東市放課後児童クラブ沓掛館 坂東市放課後児童クラブ辺田館 坂東市放課後児童クラブ岩井館 坂東市放課後児童クラブ中川館 坂東宿題塾 坂東市こども発達センター「にじ」

(概況)

＜幼稚園・保育園・こども園＞

- 幼稚園が 1 施設、こども園が 2 施設あります。
- 運営形態は、市直営です。
- 「坂東市立猿島幼稚園」は、1 つの園舎が建築後 20～30 年、2 つの園舎が建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- こども園 2 施設は、いずれも建築後 10 年未満であり、新しい施設です。
- 近年は、少子化による園児数の減少や幼稚園施設の老朽化に対応するために、老朽化した幼稚園施設の廃止を進め、認定こども園の整備を進めてきました。

＜幼児・児童施設＞

- 幼児・児童施設は 8 施設あります。
- 建築後 30 年以上を経過している施設が 3 施設あり、老朽化が進行しています。

(基本方針)

＜幼稚園・保育園・こども園＞

- ◆「坂東市立猿島幼稚園」については、「坂東市学校施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、建物の長寿命化を図ります。
- ◆各こども園については、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、予防保全を図り、建物の維持保全に努めます。
- ◆建物の長寿命化を図るため、建物の点検・調査は継続的に行っていきます。
- ◆運営の効率化を図るために、適宜、民間活力の導入などを検討します。

＜幼児・児童施設＞

- ◆計画的点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆「坂東市児童福祉センター」については、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、長寿命化改修を実施し、建物の健全性を維持します。
- ◆今後、施設の老朽化等に応じて、学校の余裕教室の活用などを検討します。

(7) 保健・福祉施設

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
福祉施設	3	坂東市岩井福祉センター夢積館 坂東市猿島福祉センターほほえみ 地域活動支援センターはあとぽっぽ
保健施設	2	坂東市岩井保健センター 坂東市猿島保健センター

(概況)

<福祉施設>

- 福祉施設は3施設あります。
- 3施設とも指定管理者制度導入施設です。
- 「地域活動支援センターはあとぽっぽ」は建築後30年以上、「坂東市岩井福祉センター夢積館」及び「坂東市猿島福祉センターほほえみ」は建築後20年以上を経過しており、老朽化が進行しています。

<保健施設>

- 保健施設は2施設あります。
- 運営形態は、市直営です。
- 「坂東市岩井保健センター」「坂東市猿島保健センター」2施設とも建築後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。

(基本方針)

<福祉施設>

- ◆「坂東市岩井福祉センター夢積館」については、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的に改修等を実施し、建物の健全性を維持します。その他の施設についても、予防保全を図り、建物の維持保全に努めます。
- ◆民間活力を活用しながら、効率的かつ効果的な運営に努め、サービス向上、コスト縮減を図ります。

<保健施設>

- ◆「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、計画的に改修等を実施し、建物の健全性を維持します。
- ◆民間活力を活用しながら、効率的かつ効果的な運営に努め、サービス向上、コスト縮減を図ります。

(8) 行政系施設
(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
庁舎等	2	坂東市役所 坂東市役所さしま窓口センター
その他行政系施設	20	坂東市消防団第1分団 坂東市消防団第2分団 坂東市消防団第3分団 坂東市消防団第4分団 坂東市消防団第5分団 坂東市消防団第6分団 坂東市消防団第7分団 坂東市消防団第8分団 坂東市消防団第9分団 坂東市消防団第10分団 坂東市消防団第11分団 坂東市消防団第12分団 坂東市消防団第13分団 坂東市消防団第14分団 坂東市消防団第15分団 坂東市消防団第16分団 水防倉庫（法師戸） 水防倉庫（消防本部坂東消防署七郷出張所） 坂東市野外活動センター 岩井地区土地改良事業団体事務所

(概況)

<庁舎等>

- 庁舎等が2施設あります。
- 「坂東市役所」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、倒壊の危険性があったため解体され、仮設庁舎で運営されていましたが、平成28年11月に新庁舎が開庁しました。
- 「坂東市役所さしま窓口センター」は、旧猿島庁舎の南側の一部を改修して、平成28年11月に開庁しました。旧猿島庁舎の残りの部分については、一部耐震化が必要な施設です。

<その他行政系施設>

- 消防団の施設など、20施設あります。
- 多くの施設の老朽化が進行しています。

(基本方針)

＜庁舎等＞

- ◆平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆「坂東市役所さしま窓口センター」については、耐震状況を踏まえ、猿島庁舎を解体し、施設の統合整備等の有効活用を検討します。

＜その他行政系施設＞

- ◆災害時の参集場所・活動拠点となる施設等であり、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(9) 公営住宅

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
公営住宅	3	市営辺田山中住宅 市営藤田住宅 市営さしま住宅

(概況)

- 公営住宅は3施設あります。
- 運営形態は、市直営です。
- 「市営辺田山中住宅」は建築後40年以上、「市営藤田住宅」は一部住棟が建築後40年以上、「市営さしま住宅」は一部住棟が建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 「市営辺田山中住宅」に4棟20戸、「市営藤田住宅」に7棟122戸、「市営さしま住宅」に3棟36戸、計178戸の市営住宅を整備し、管理をしています。
- 「市営辺田山中住宅」の一部が政策空家となっていますが、それ以外は入居中の状況です。

(基本方針)

- ◆良質な住宅供給による定住促進に向け、住宅施策の拡充について検討します。
- ◆国の補助などを活用し、「坂東市営住宅長寿命化計画」に基づいた市営住宅の適正な維持管理に努めます。

(10) 公園
(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
公園	17	八坂公園 中央児童公園（建物なし） 前山公園 八坂水生公園（建物なし） ぼうけん広場 坂東インターあさひヶ丘公園 坂東インター東1号公園（建物なし） 坂東インター東2号公園（建物なし） 坂東インター中央号公園（建物なし） 坂東インター南号公園（建物なし） 坂東インターみはらしヶ丘公園 坂東インター西公園（建物なし） 幸神平公園 逆井城跡公園 逆井地区農村いこいの広場 しど谷津公園 創造の池公園

(概況)

- 公園は 17 施設あり、そのうち管理棟やトイレ等の建物を有する公園が 10 施設あります。
- 「八坂公園」は、指定管理者制度導入施設です。
- 多くの施設の老朽化が進行しています。

(基本方針)

- ◆自然環境を生かした地域住民のレクリエーションや憩いの場としての公園を整備します。
- ◆安心して利用できるよう適切な公園施設の維持・管理を行います。
- ◆「逆井城跡公園」の建物については、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、予防保全を図り、建物の維持保全に努めます。
- ◆民間事業者、地域住民や団体等との協働による公園づくりを推進します。

(1 1) 供給処理施設

(保有施設)

中分類	施設数	対象施設
供給処理施設	1	坂東市リサイクルセンター

(概況)

- 「坂東市リサイクルセンター」の 1 施設があります。
- 運営形態は、市直営です。
- 「坂東市リサイクルセンター」は山地区新規工業団地の事業区域内となり、移転を検討する必要があります。

(基本方針)

- ◆移転を検討する際には、運営の効率化を図りつつ、適宜、民間活力の導入なども検討します。

(12) その他
(保有施設)

施設分類	施設数	対象施設
その他	16	市営斎場 中ノ台市民農園 農産物直売所めぐみの里さしま 坂東市役所さしま窓口センター公用車駐車場（旧猿島庁舎 公用車駐車場） 岩井バスターミナル 猿島バスターミナル 天神山公衆便所 電気炉小屋 菅生沼自然観測施設 旧坂東市立弓馬田幼稚園 旧坂東市立飯島幼稚園 旧坂東市立長須幼稚園 旧坂東市立辺田保育所 旧がんばん堂本舗 沓掛工業団地浄水機場 坂東インター工業団地配水場

(概況)

- 斎場、旧幼稚園など、16 施設があります。
- 「農産物直売所めぐみの里さしま」は、指定管理者制度導入施設です。
- ほとんどの施設が建築後 30 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 統廃合等により用途廃止となり、低利用または未利用となっている施設があります。
- 「中ノ台市民農園」は、山地区新規工業団地の事業区域内となり、用途廃止のうえ、売払いとなる見込みです。

(基本方針)

- ◆施設の特性に応じた計画的な点検や修繕等の実施により、適切な維持管理に努めます。
- ◆「市営斎場」「旧坂東市立飯島幼稚園」「旧がんばん堂本舗」については、「坂東市公共施設長寿命化計画（個別施設）」に基づき、予防保全を図り、建物の維持保全に努めます。
- ◆低未利用施設等については、施設の老朽化状況、当初の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付、譲渡、売却など、施設の有効活用を図ります。
- ◆今後も保有し続ける施設については、必要に応じて、耐震補強や改修等を実施します。

4.2.インフラ資産

(1) 道路

(保有施設)

分類	種別	数量
道路	一級市道	59.4 km
		679,390 m ²
	二級市道	45.1 km
		340,379 m ²
	自転車歩行者道	1.7 km
		5,241 m ²
	その他の市道	1,545.8 km
		6,003,568 m ²
	計	1,652.0 km
		7,028,578 m ²
	横断歩道	3 橋

(概況)

- 職員が定期的にパトロールを実施し、危険箇所を発見次第、修繕等を実施しています。職員や公用車の不足が課題となっています。
- 道路ストック総点検結果をもとに、優先づけを行い、順次、修繕等を実施しています。
- 安全で円滑な交通を確保するため、道路舗装率が低く、市民からの要望が多い生活道路については、幹線道路・都市計画道路と併せた計画的な整備を行っていくことが求められています。また、通行車両の増加等による道路の破損に対しても適切に対応し、安全な道路環境の維持を図っていく必要があります。

(基本方針)

- ◆国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、計画的に幹線市道の整備を図ります。
- ◆「坂東市舗装維持修繕計画」に基づき、予算的な制約と路線の重要度から、路線の管理方針を設定し、重要性に応じた適切な舗装管理を実施します。
- ◆関係機関との緊密な協議・調整を行い、地域住民と合意形成を図りながら、生活道路の改良を進めて利便性の向上を図り、安全で快適な道路環境の整備を進めます。
- ◆道路里親制度の活用等、道路の適切な維持管理に努め、安全な道路環境を維持します。
- ◆横断歩道橋については、「坂東市横断歩道橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な予防保全により橋りょうを延命化することで、修繕・架替えにかかる維持管理費の縮減に努めます。

(2) 橋りょう

(保有施設)

分類	数量
橋りょう	179 橋
	2.3 km
	12,125 m ²

(概況)

- 定期点検として、法定点検が 5 年に 1 回あり、業務委託により実施しています。
- 老朽度具合により、優先づけを行い、順次、点検診断を実施しています。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕等を実施しています。
- 技術者の不足が課題であり、職員の技術力向上のために、点検に関する講習会を受講しています。
- 老朽化している橋りょうについては、計画的な整備・架替え、または集約・撤去等の検討を行っていく必要があります。

(基本方針)

- ◆橋長 2m以上の橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化の進む橋りょうの計画的な整備を進めます。
- ◆老朽化した橋りょうは、道路整備との整合性を図りながら、整備・架替えまたは集約・撤去等の検討を行い、安全で快適な道路環境の整備を進めます。

(3) 上水道

(保有施設)

分類		数量
上水道	管路	816.0 km
	上水道施設	9 施設
		3,026 m ²

(概況)

- 令和 3 年度末の整備状況は、給水人口 45,256 人、年間給水量 5,197 千m³、普及率 86.0%となっています。
- 業務委託により、日常点検や定期点検を実施しています。
- 水道基幹施設、配水管網が、更新・再整備の時期を迎えており、耐震化を含めた早急な対策が必要となっています。
- ライフラインである水道の安定した事業経営のためには、より一層の経営効率化、経営基盤の強化に努めることが必要となっています。

(基本方針)

- ◆水道供給の充実を図るため、「坂東市水道事業基本計画」に基づき、水道施設の更新、配水管網の再整備、水質管理の強化などを進めます。
- ◆水道料金の完全統一を進めるとともに、経営の合理化に努め、水道事業の効率化を図ります。

(4) 下水道

(保有施設)

分類		数量
下水道	管路	214.4 km
	下水道施設	3 施設
		5,639 m ²

(概況)

- 令和 3 年度末の整備状況は、処理区域面積 895ha、処理人口 19,740 人、水洗化人口 15,022 人、普及率 37.5%となっています。
- 普及拡大を目指して、各事業を着実に推進することが求められています。
- 修繕が必要な箇所の優先づけを行い、順次、修繕等を実施しています。
- 業務委託により、日常点検や定期点検を実施しています。
- 施設の老朽化が進行しています。

(基本方針)

- ◆「坂東市下水道事業全体計画」に基づき、市単独の公共下水道事業及び利根左岸さしま流域関連公共下水道事業を推進し、水洗化の促進に努めます。
- ◆効率的な下水の処理を行うため、「坂東市ストックマネジメント実施計画」に基づき、老朽施設などの計画的な改修、整備を進めます。

(5) 農業集落排水

(保有施設)

分類		数量
農業集落排水	管路	103.2 km
	農業集落排水施設	6 施設
		1,535 m ²

(概況)

- 令和3年度末の整備状況は、処理区域面積 397ha、処理人口 5,843 人、水洗化人口 4,907 人、普及率 11.1%となっています。
- 修繕が必要な箇所の優先づけを行い、順次、修繕等を実施しています。
- 業務委託により、日常点検や定期点検を実施しています。

(基本方針)

- ◆農村集落においては、「坂東市農業集落排水基本構想」に基づき、普及の向上に努め、農業集落排水事業を推進します。
- ◆事業区域外の農村集落では合併処理浄化槽の設置を促進します。

5.公共施設等マネジメントの推進体制

5.1.推進体制等の構築

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握により、「部分最適化」を推進してきましたが、今後は、市全体における「全体最適化」の視点で、全庁的な取組体制を構築することが重要です。

そのため、施設所管課などの関連部署と連携強化、庁内検討組織による調整・合意形成、新たな組織（専任部署等）の設置検討などを行います。

(2) 情報管理・共有のあり方

一元的な情報データベースを活用し、今後は各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を新たな組織に集約し、庁内での情報共有を図ります。

また、管理データを庁内で共有し、固定資産台帳システムなどとの連携を図り、施設の評価を検討していくとともに、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

5.2.PDCA サイクルの推進方針

本計画のフォローアップの基本はPDCAサイクルにより、下記の順序で進めていきます。

PLAN（計画）：上位・関連計画等を踏まえながら、本計画を策定

DO（実行）：本計画に基づき、公共施設マネジメントを庁内横断的に実施

CHECK（検証）：施設の総量を定期的に評価・検証

ACTION（改善）：評価・検証の結果を踏まえて費用の削減や機能の更新等を実施

さらに、必要に応じて「PLAN（計画）」を見直します。

進行管理の一環として、専任部署等が定期的にデータを更新することにより、継続的に施設の実態把握を可能とする効率的な仕組みを検討します。

資料編

1.公共施設の将来の更新等費用の試算条件

(1) 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

以下の条件に基づき試算しています。

- 物価変動率、落札率等は考慮しない
- 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- 建築後 60 年で更新（建替え）を実施
- 建築後 30 年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 平成 28（2016）年度時点で大規模改修の実施年の 30 年を経過している施設は、積み残しとして平成 29（2017）年度から 10 年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

更新等費用の単価

施設類型	大規模改修	更新
住民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

(2) 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

以下の方針のもと長寿命化対策費用を計上しています。

長寿命化対策の反映方針

計画名	類型	長寿命化対策の反映方針
坂東市公共施設 長寿命化計画 (個別施設)	住民文化系施設、社会教育系施設 スポーツ・レクリエーション系施設、 産業系施設、学校教育系施設、 子育て支援施設、保健・福祉施設、 行政系施設、供給処理施設、その他	長寿命化型(築 20 年で大規模改造、築 40 年で長寿命化改修、築 80 年で改築)による今後の維持・更新コストを令和 4 年度から令和 38 年度まで反映
坂東市体育施設 長寿命化計画 (個別施設)	スポーツ・レクリエーション系施設	今後の維持・更新コスト(35 年間)の長寿命化型の費用を令和 4 年度から令和 38 年度まで反映
坂東市学校施設 長寿命化計画 (個別施設)	学校教育系施設、子育て支援施設	長寿命化型(築 20 年で大規模改造、築 40 年で長寿命化改修、築 80 年で改築)による今後の維持・更新コストを令和 4 年度から令和 38 年度まで反映
坂東市営住宅 長寿命化計画	公営住宅	30 年計画の平準化した費用を令和 4 年度から令和 34 年度まで反映、それ以降は単純更新と同様
坂東市公園施設 長寿命化計画	公園	(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)の対策内容(改築、更新含む)を令和 4 年度から令和 12 年度まで反映、それ以降は令和 4 年度から令和 12 年度の年平均の費用を計上

2.インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件

(1) 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

以下の条件に基づき試算しています。

①道路

○更新年数：15 年

※舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする。

○全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

更新費用の単価

種別	更新
道路路（1 級、2 級、その他）	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

②橋りょう

○耐用年数：60 年

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

更新費用の単価

種別	更新
PC 橋	425,000 円/㎡
RC 橋	425,000 円/㎡
鋼橋	500,000 円/㎡
石橋	425,000 円/㎡
木橋、その他	425,000 円/㎡

③上水道

○耐用年数：40 年

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

○上水道附帯施設

- ・ 建築後 60 年で更新、30 年で大規模改修を実施。
- ・ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の 36 万円/㎡、20 万円/㎡を採用。

導水管の更新費用の単価

導水管	更新
300 mm未満	100,000 円/m
300 mm～500 mm未満	114,000 円/m
500 mm～1000 mm未満	161,000 円/m
1000 mm～1500 mm未満	345,000 円/m
1500 mm～2000 mm未満	742,000 円/m
2000 mm以上	923,000 円/m

送水管の更新費用の単価

送水管	更新
300 mm未満	100,000 円/m
300 mm～500 mm未満	114,000 円/m
500 mm～1000 mm未満	161,000 円/m
1000 mm～1500 mm未満	345,000 円/m
1500 mm～2000 mm未満	742,000 円/m
2000 mm以上	923,000 円/m

配水管の更新費用の単価

配水管	更新	配水管	更新
50 mm以下	97,000 円/m	600 mm以下	142,000 円/m
75 mm以下	97,000 円/m	700 mm以下	158,000 円/m
100 mm以下	97,000 円/m	800 mm以下	178,000 円/m
125 mm以下	97,000 円/m	900 mm以下	199,000 円/m
150 mm以下	97,000 円/m	1000 mm以下	224,000 円/m
200 mm以下	100,000 円/m	1100 mm以下	250,000 円/m
250 mm以下	103,000 円/m	1200 mm以下	279,000 円/m
300 mm以下	106,000 円/m	1350 mm以下	628,000 円/m
350 mm以下	111,000 円/m	1500 mm以下	678,000 円/m
400 mm以下	116,000 円/m	1650 mm以下	738,000 円/m
450 mm以下	121,000 円/m	1800 mm以下	810,000 円/m
500 mm以下	128,000 円/m	2000 mm以上	923,000 円/m
550 mm以下	128,000 円/m		

④下水道

○耐用年数：60 年

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

○下水道附帯施設

・ 建築後 60 年で更新、30 年で大規模改修を実施。

・ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の 36 万円/㎡、20 万円/㎡を採用。

更新費用の単価

管径	更新
～250mm	61,000 円/m
251mm～500mm	116,000 円/m
501mm～1000mm	295,000 円/m
1001mm～2000mm	749,000 円/m
2001mm～3000mm	1,690,000 円/m
3001mm 以上	2,347,000 円/m

(2) 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

以下の方針のもと長寿命化対策費用を計上しています。

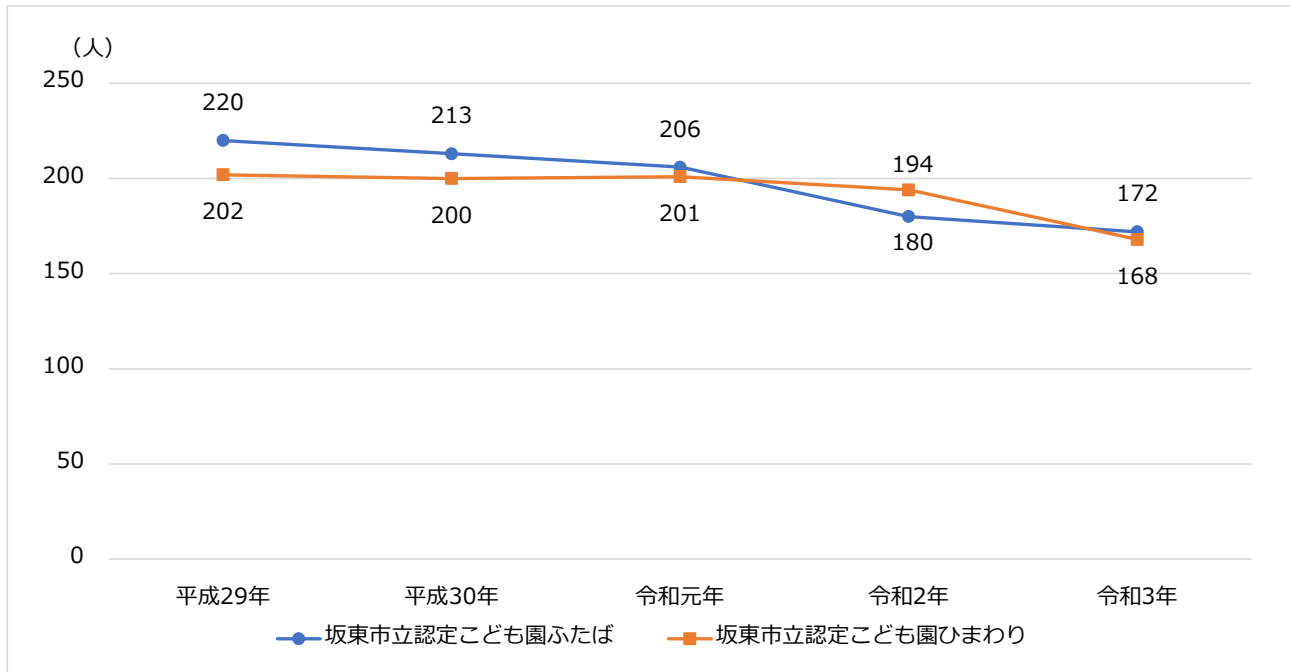
計画名	類型	長寿命化対策の反映方針
坂東市舗装維持修繕計画	道路	措置必要箇所における計画事業実施期間と概算事業費を令和4年度から令和8年度まで反映、それ以降は令和4年度から令和8年度の年平均の費用を計上
坂東市横断歩道橋長寿命化修繕計画	道路	長寿命化修繕計画による費用を令和4年度から令和38年度まで反映
坂東市橋梁長寿命化修繕計画	橋りょう	予防保全費用（長寿命化修繕計画オリジナルデータ）を令和4年度から令和38年度まで反映
平成30年度坂東市公共下水道再構築基本設計 （ストックマネジメント実施計画）	下水道	シナリオ5：コンクリート管等を優先とした改築の年平均費用を令和4年度から令和38年度まで反映

3.主な公共施設の近年の利用状況

(出典：統計ばんどう)

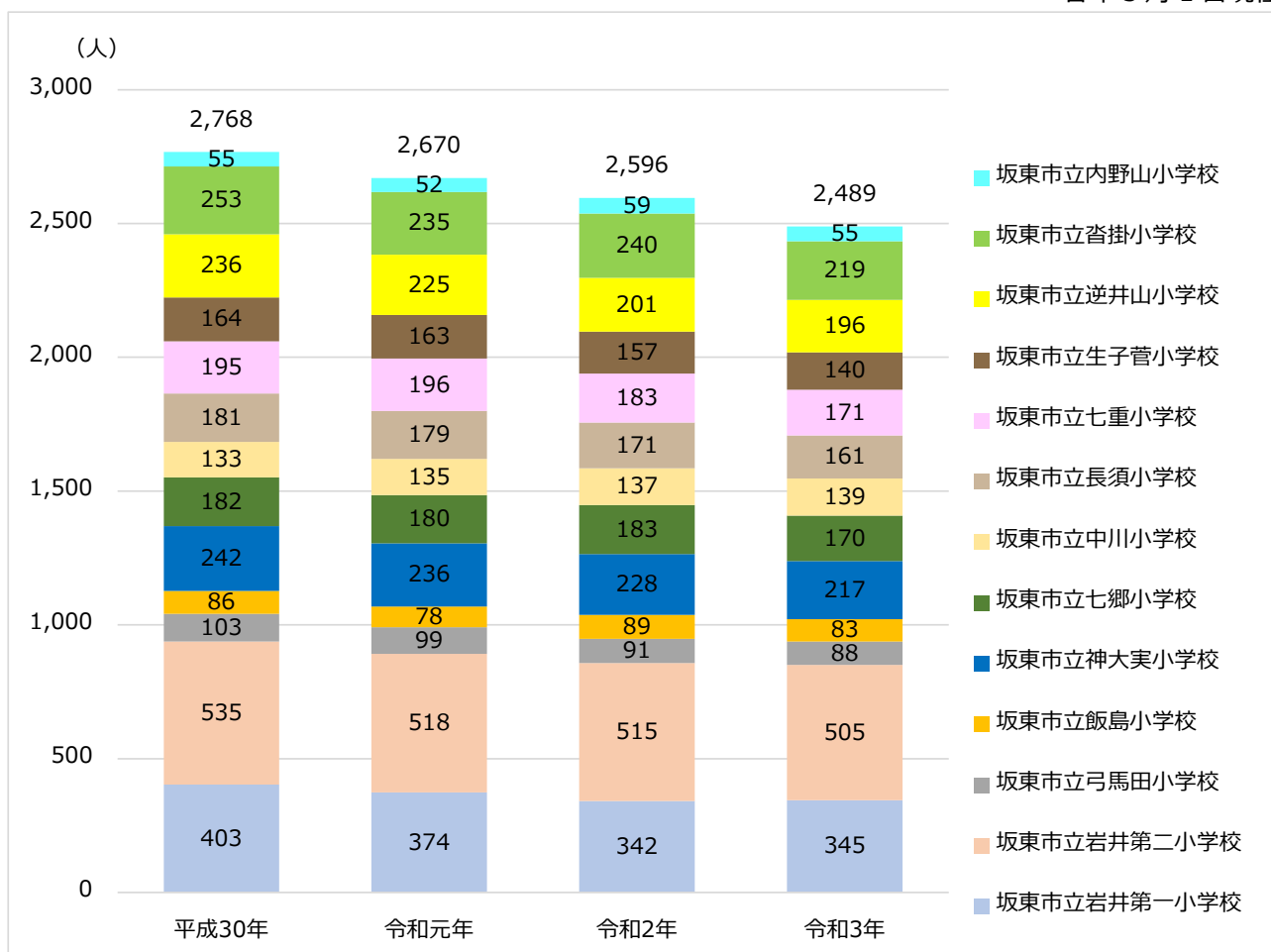
①認定こども園（児童数）

各年4月1日現在



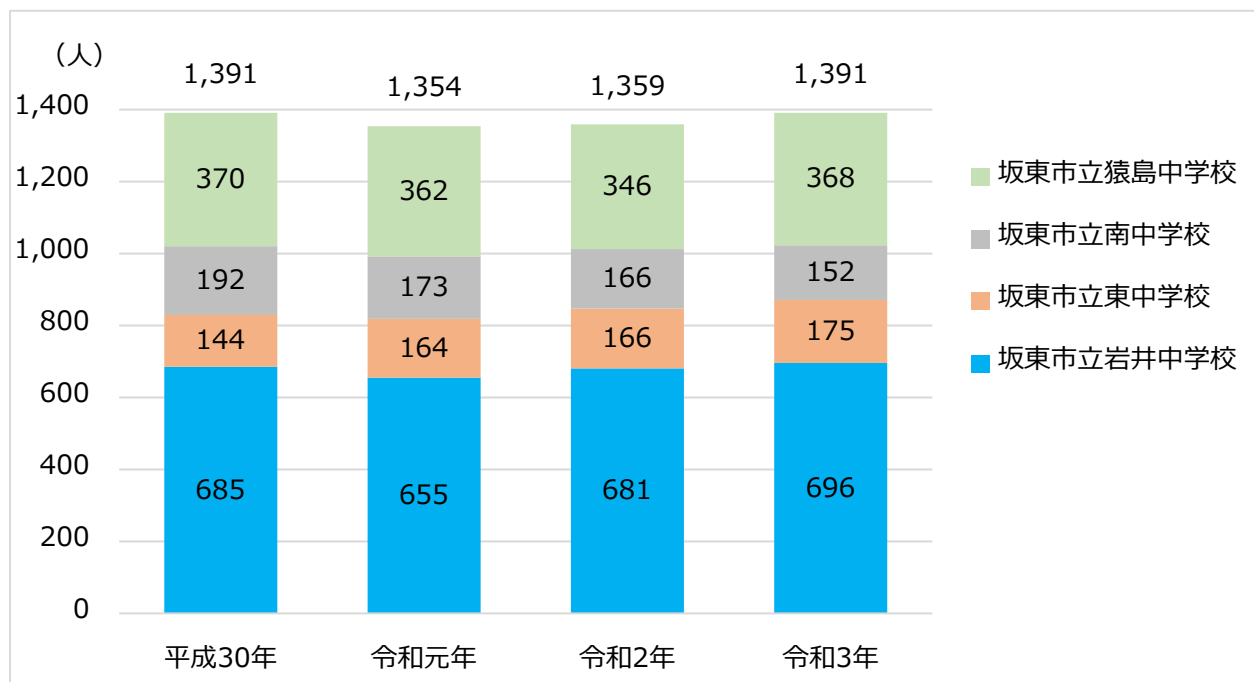
②小学校（児童数）

各年 5 月 1 日現在

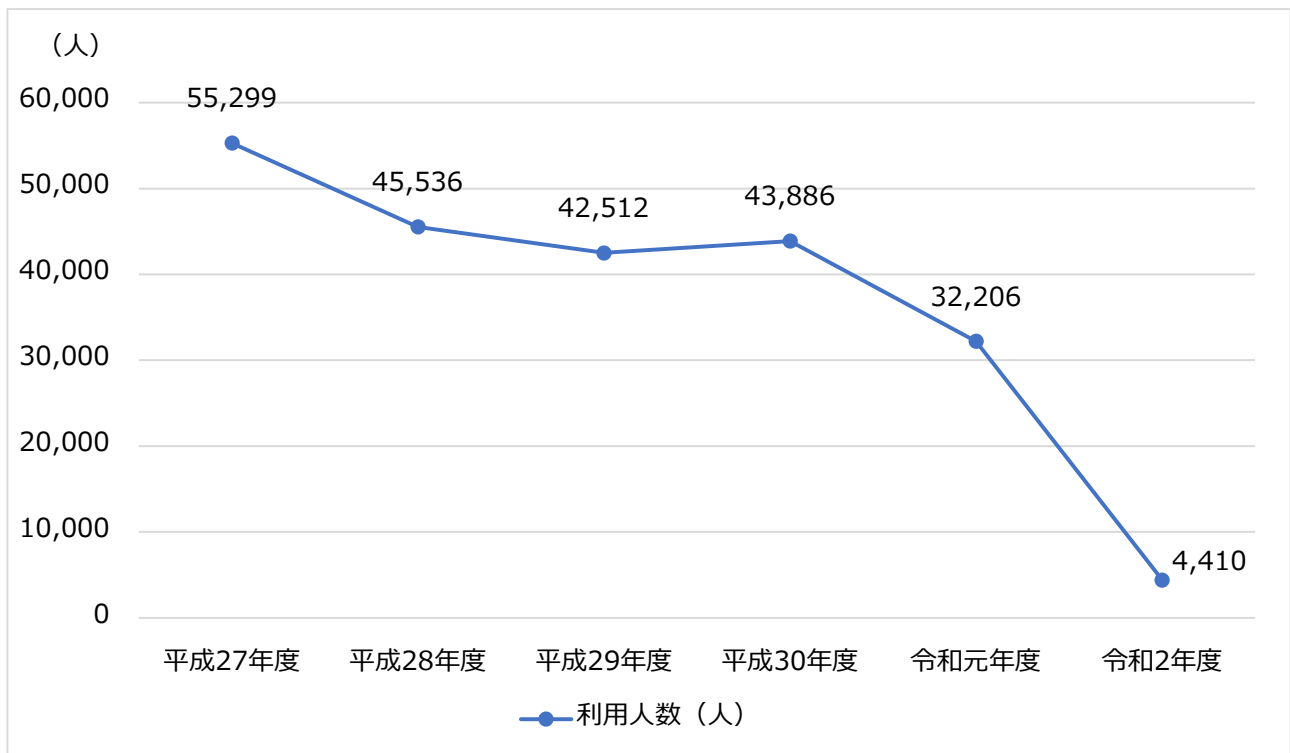


③中学校（生徒数）

各年 5 月 1 日現在

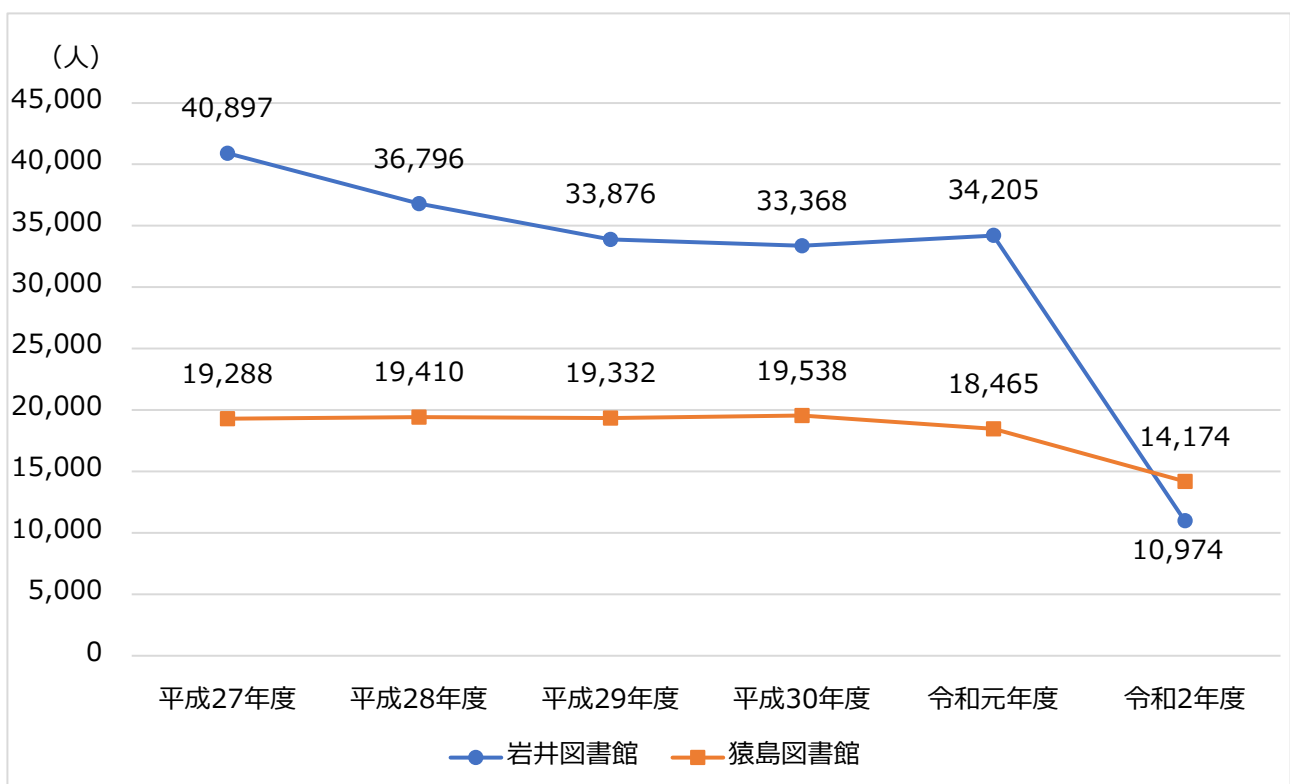


④音楽ホール（利用人数）



※坂東市総合文化ホールベルフォーレ内の施設

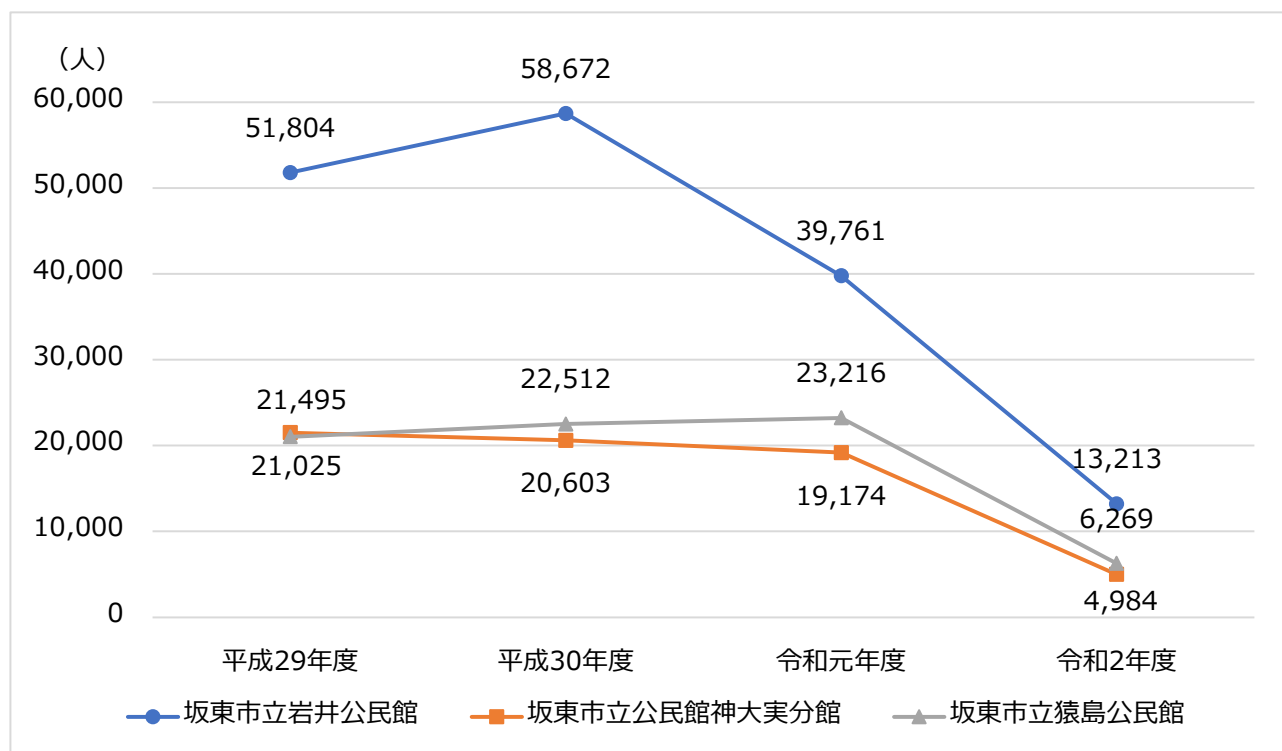
⑤図書館（貸出者数）



※岩井図書館は坂東市総合文化ホールベルフォーレ内の施設

※猿島図書館は坂東郷土館ミュージズ（資料館・猿島図書館）内の施設

⑥公民館（利用人数）



坂東市公共施設等総合管理計画 【改訂版】

発行年月 平成 29 年 3 月（改訂 令和 6 年 9 月）

発 行 坂東市

編 集 坂東市 総務部 管財課

〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365 番地

T E L : 0297-35-2121（代表）

F A X : 0297-35-8201

E-mail : kanzai@city.bando.ibaraki.jp